

彦根市告示第 54 号

彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 24 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱の一部を改正する告示
彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱(平成 28 年彦根市告示第 182 号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市総合政策推進協議会設置要綱

第 1 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 総合政策(彦根市総合計画、彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略および本市における持続可能な開発目標の達成のための取組をいう。以下同じ。)の実施状況の評価について、客観性および透明性の向上を図るため、彦根市総合政策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第 2 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「総合戦略の成果」を「総合政策の実施状況の評価」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「人口減少対策および地域活性化」を「総合政策を推進するため」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 3 条第 1 項中「10 人」を「15 人」に改め、同条第 2 項中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 福祉関係者

(8) 子育て・教育関係者

第 4 条第 1 項中「1 年」を「前条第 2 項の規定により委嘱し、または任命した日から当該委嘱し、または任命した日の属する年度の末日まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第 4 条第 2 項ただし書を削る。

付 則

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 彦根市行政評価委員会設置要綱(平成 18 年彦根市告示第 146 号)は、廃止する。
- 3 この告示による改正前の第 3 条第 2 項の規定に基づき委嘱し、または任命された委員の任期は、この告示による改正前の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

彦根市告示第 55 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 3 月 24 日市議会の議決を経た令和 5 年度(2023 年度)彦根市一般会計予算、令和 5 年度(2023 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計予算、令和 5 年度(2023 年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計予算、令和 5 年度(2023 年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算、令和 5 年度(2023 年度)彦根市介護保険事業特別会計予算、令和 5 年度(2023 年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計予算、令和 5 年度(2023 年度)彦根市病院事業会計予算、令和 5 年度(2023 年度)彦根市水道事業会計予算、令和 5 年度(2023 年度)彦根市下水道事業会計予算、令和 4 年度(2022 年度)彦根市一般会計補正予算(第 11 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第 4 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市病院事業会計補正予算(第 5 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市水道事業会計補正予算(第 3 号) および令和 4 年度(2022 年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第 2 号)の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 24 日

彦根市長 和田 裕 行

(以下省略)

彦根市告示第56号

彦根市いきがいわくワークセンター設置要綱および彦根市清掃センターにおける監視カメラ等の運用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市いきがいわくワークセンター設置要綱および彦根市清掃センターにおける監視カメラ等の運用に関する要綱の一部を改正する告示

(彦根市いきがいわくワークセンター設置要綱の一部改正)

第1条 彦根市いきがいわくワークセンター設置要綱(平成28年彦根市告示第91号)の一部を次のように改正する。

第7条中「彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(彦根市清掃センターにおける監視カメラ等の運用に関する要綱の一部改正)

第2条 彦根市清掃センターにおける監視カメラ等の運用に関する要綱(令和2年彦根市告示第88号)の一部を次のように改正する。

第9条中「彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

付 則

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市告示第57号

彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月28日

彦根市長 和田裕行

彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱(令和元年彦根市告示第55号の2)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(以下「対象期間」という。)」を削り、同条第5号中「長浜市、米原市、」を削る。

第3条第7号中「合算した金額」の次に「(貸与型奨学金(公的団体または民間団体から学生の修学または生活のために貸与された資金をいう。)の返済がある場合は、夫婦の所得を合算した金額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額)」を加え、「400万円」を「500万円」に改め、同号後段ならびにアおよびイを削り、同条第8号中「彦根市の市税」を「本市における市税および国民健康保険料」に改め、同条第10号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦の双方または一方が、過去にこの要綱もしくは旧彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱(平成30年彦根市告示第138号)に基づく補助金または国もしくは他の地方公共団体におけるこの補助金と同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがある場合は、補助対象者とししない。

第4条第1項中「対象期間」を「当該年度の4月1日から2月末日までの間」に改め、同項第1号中「国または他の地方公共団体におけるこの補助金と同様の趣旨」を「本市の他の制度または国もしくは他の地方公共団体の制度」に改める。

第5条中「市長が定める日」を「当該年度の2月末日」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第8号イを次のように改める。

イ 給与明細書、住宅手当支給証明書(別記様式第1号の2)その他の勤務先からの住宅に関する手当の支給の有無が確認できる書類

第5条中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 補助金の振込先口座の通帳の写しその他の補助金の振込先を確認することができる書類

別記様式第 1 号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

彦根市結婚新生活支援補助金交付申請書

彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1	婚姻届提出日	年 月 日				
2	婚姻日における年齢	夫	歳	妻	歳	
3	住所を定めた年月日	夫	年 月 日	妻	年 月 日	
4	所得	夫	円	妻	円	合計 円
	貸与型奨学金返済額	夫	円	妻	円	合計 円
5	事業内訳	住居費 (賃貸)	契約締結年月日		年 月 日	
			家 賃		円	
			敷 金		円	
			礼 金		円	
			共 益 費		円	
			仲 介 手 数 料		円	
			小 計(A)		円	
			住宅手当等受給額(B)		円	
	住居費 (購入)	契約締結年月日		年 月 日		
		契 約 金 額(対象経費)		円		
		領収書記載額(C)		円		
	住居費 (借入金返済)	契約締結年月日		年 月 日		
		契 約 金 額(対象経費)		円		
		領収書記載額(D)		円		
	リフォーム	契約締結年月日		年 月 日		
契 約 金 額(対象経費)		円				
領収書記載額(E)		円				
リフォーム (借入金返済)	契約締結年月日		年 月 日			
	契 約 金 額(対象経費)		円			
	領収書記載額(F)		円			
引越し	引 越 年 月 日		年 月 日			
	費 用(G)		円			

	合計(H) (A-B+(C、 D、Eまたは F)+G		円
6 補助申請額 ※婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の場合には(H G)と60万円を比較し、低い方を記入 婚姻日における年齢が夫婦の双方または一方が30歳以上 39歳以下の場合には(H)と30万円を比較し、低い方を記入 ※1,000円未満の端数切捨て			円
7 確認 ※該当する 項目にはレ 点、該当し ない項目に は×を記入	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅に関する手当分を控除して申請 しております。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による 家賃補助を控除して申請しております。	
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅に関する手当分を控除して申請 しております。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による 家賃補助を控除して申請しております。	
8 振込先	金融機関 名	銀行・金庫 組合・農協	支店名 本店・支店・出張所
	預貯金の 種類		
	口座番号	(右詰めで記入)	
	口座名義 人	(フリガナ)	
9 添付書類	【必須】 <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 補助対象世帯全員の記載のある住民票の写し <input type="checkbox"/> 直近の所得証明書の写し <input type="checkbox"/> 対象経費の確認ができる資料(契約書、領収書等)の写し <input type="checkbox"/> 勤務先からの住宅に関する手当の支給の有無が確認でき る書類(給与明細書、住宅手当支給証明書(別記様式第1号 の2)等) <input type="checkbox"/> 補助金の振込先を確認することができる書類(振込先口座 の通帳の写し等) <input type="checkbox"/> 誓約書(様式第1号の3) <input type="checkbox"/> 同意書(様式第1号の4) 【該当する場合】 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金を返済したことが分かるもの <input type="checkbox"/> その他()		

別記様式第1号の3中「長浜市、米原市、」を削り、「市税」の次に「および国民健康保険料」を加え、「が過去にこの要綱または旧彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく」を「夫婦の双方または一方が、過去にこの要綱もしくは旧彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく補助金または国もしくは他の地方公共団体におけるこの補助金と同様の趣旨による」に改める。

別記様式第1号の4中「市税」の次に「および国民健康保険料」を加える。

付 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和5年度以降の年度分の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第58号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を下記

のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

彦根市長 和田裕行

記

1 名称

城町二丁目自治会

2 規約に定める目的

本会は、健全にして明るい町づくりのため、以下に掲げるような活動を行うことにより、町内住民の融和と親睦を図り互いに協力することを目的とする。

- (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 交通安全、防犯および防災活動の推進
- (4) スポーツ、レクリエーション、活動の推進
- (5) 地域祭事への参加、協力
- (6) 子供会事業への協力、および青少年の育成
- (7) 共生会事業への協力、および社会福祉活動の推進
- (8) 集会施設の維持管理

3 区域

城町二丁目全域

4 主たる事務所

(略)

5 代表者の氏名および住所

- (1) 氏名 外村文男
- (2) 住所 (略)

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の議決
- (4) 構成員が欠けたこと。

9 認可年月日

令和 5 年 3 月 28 日

彦根市告示第 59 号

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

彦根市長 和田裕行

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱(令和 4 年彦根市告示第 56 号)の一部を次のように改正する。

- 第 3 条第 1 項中第 2 号および第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とする。
- 第 4 条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。
 - (4) 学校の課業日以外の日のフリースクール等民間施設の利用料金
- 第 5 条第 1 項中「第 6 条」を「次条」に改め、同条第 2 項を削る。
- 第 6 条第 2 項第 4 号中「同月 20 日」を「同月末日」に改め、同条第 3 項中「同項第 4 号に規

定する期間中」を「市長が指定する期日まで」に改める。

付 則

- この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の彦根市リースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度以後の年度分の予算に係る彦根市リースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金について適用する。

彦根市告示第 60 号

彦根市レンタサイクル事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市レンタサイクル事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市レンタサイクル事業実施要綱(平成 23 年彦根市告示第 174 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 11 条関係)

区分	利用料
	1 日当たり
スポーツサイクル	1,000 円
電動アシスト付き自転車	1,000 円
タンDEM自転車	1,500 円

備考 ふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)の規定に基づく寄附をした利用者の利用料の額は、この表に定める利用料の額から 100 円を差し引いた額とする。

付 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 61 号

彦根市公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定により、下記のとおり告示し、関係図面を令和 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 14 日まで(土曜日および日曜日を除く。)彦根市上下水道部上下水道業務課に据え置き、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 供用および下水の処理を開始する年月日
令和 5 年 3 月 31 日
- 供用および下水の処理を開始する区域
松原町、尾末町、芹川町、中藪二丁目、東沼波町、大藪町、開出今町、竹ヶ鼻町、野田山町、正法寺町、地蔵町、大堀町、高宮町、甘呂町、日夏町、西葛籠町、葛籠町、森堂町、野口町、南川瀬町、蓮台寺町、太堂町、稲部町、甲崎町、稲枝町および三津町の各一部
- 供用を開始する排水施設の位置
上下水道部上下水道業務課において縦覧に供する。
- 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称
 - 位置 彦根市松原町 1550 番地
 - 名称 滋賀県琵琶湖流域下水道東北部浄化センター
- 供用を開始する排水施設の分流式または合流式の別
分流式

彦根市告示第 62 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画の変更を決定したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により下記のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市長 和田裕行

記

1 都市計画の種類

彦根長浜都市計画公園

2 変更を決定した都市計画公園

(1) 廃止

公園名称	2・2・103 金城児童公園
位置	彦根市長曾根南町
面積	0.25ha

(2) 面積の変更

公園名称	3・3・10 河瀬公園
位置	彦根市川瀬馬場町
変更後面積	1.0ha
変更前面積	1.5ha

3 縦覧場所

彦根市役所歴史まちづくり部(令和 5 年 4 月 1 日以降は都市政策部)都市計画課(彦根市元町 4 番 2 号)

彦根市告示第 63 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 14 日まで彦根市都市建設部(令和 5 年 4 月 1 日以降は建設部)建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市長 和田裕行

廃止

番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
996	西今町九文目神ノ木線	彦根市西今町字九文目 374 番	彦根市西今町字神ノ木 208 番	
1153	大堀町野瀬 2 号線	彦根市大堀町字野瀬 531 番	彦根市大堀町字野瀬 529 番	
1274	日夏町長久 1 号線	彦根市日夏町字長久 2582 番	彦根市日夏町字久辺田 2604 番	
3480	大堀町長田 2 号線	彦根市大堀町字廣長 907 番 30	彦根市大堀町字長田 910 番 15	
4204	南川瀬町東沢 2 号線	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 15	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 20	
4205	南川瀬町東沢 3 号線	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 21	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 9	
4206	南川瀬町茶塚線	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 6	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 5	

彦根市告示第64号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、令和5年3月31日から同年4月14日まで彦根市都市建設部(令和5年4月1日以降は建設部)建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

彦根市長 和田裕行

認定

番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
996	西今町九文目・小橋ヶ板線	彦根市西今町字九文目374番	彦根市西今町字小橋ヶ板310番2	城南小学校
1153	大堀町野瀬2号線	彦根市大堀町字野瀬531番	彦根市大堀町字野瀬529番	
1274	日夏町長久1号線	彦根市日夏町字長久2582番	彦根市日夏町字長久2602番	
1674	彦富団地13号線	彦根市彦富町字下舟床610番13	彦根市彦富町字縫殿663番	
2164	芹川町矢立4号線	彦根市芹川町字矢立561番42	彦根市芹川町字矢立586番9	
2165	芹川町矢立5号線	彦根市芹川町字矢立580番23	彦根市芹川町字矢立580番22	
2166	中藪五反田3号線	彦根市中藪二丁目字五反田311番6	彦根市中藪二丁目字五反田311番20	
2167	正法寺町杉ヶ谷5号線	彦根市正法寺町字杉ヶ谷286番257	彦根市正法寺町字杉ヶ谷286番252	
3480	大堀町長田2号線	彦根市大堀町字長田907番30	彦根市大堀町字廣長920番1	
3501	大堀町石塚線	彦根市大堀町字五反地439番10	彦根市大堀町字石塚450番9	
3502	大堀町野瀬3号線	彦根市大堀町字野瀬534番17	彦根市大堀町字野瀬534番10	
3503	大堀町長田4号線	彦根市大堀町字長田914番13	彦根市大堀町字長田914番3	
3504	大藪・西今団地12号線	彦根市大藪町字上松田2525番4	彦根市大藪町字上松田2532番11	
3505	竹ヶ鼻町覆鞍1号線	彦根市竹ヶ鼻町字下ノ木122番1	彦根市竹ヶ鼻町字覆鞍101番11	
3506	竹ヶ鼻町覆鞍2号線	彦根市竹ヶ鼻町字畑ヶ田155番34	彦根市竹ヶ鼻町字樋ノ口165番6	
3507	竹ヶ鼻町出屋敷1号線	彦根市竹ヶ鼻町字沢ノ畑465番1	彦根市竹ヶ鼻町字出屋敷436番5	
3508	竹ヶ鼻町出屋敷2号線	彦根市竹ヶ鼻町字出屋敷436番7	彦根市西今町字辻ノ前177番6	
3509	竹ヶ鼻町岸ノ前2号線	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前319番4	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前327番8	
3510	西今町神ノ木・上九反田線	彦根市西今町字神ノ木208番	彦根市西今町字上九反田262番12	

4204	南川瀬町東沢 2 号線	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 15	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 21	
4206	南川瀬町茶塚 1 号線	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 6	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 11	
4212	南川瀬町茶塚 3 号線	彦根市南川瀬町字茶塚 717 番 5	彦根市南川瀬町字茶塚 716 番 2	
4213	稲部町六ノ坪線	彦根市稲部町字六ノ坪 79 番	彦根市稲部町字六ノ坪 82 番	
4214	稲部団地 17 号線	彦根市稲部町字ユノエ 430 番 6	彦根市稲部町字イカリ 299 番 2	

彦根市告示第 65 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道区域を決定または変更する。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 14 日まで彦根市都市建設部(令和 5 年 4 月 1 日以降は建設部)建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市長 和田裕行

1 決定

番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)
996	西今町九文目・小橋ヶ板線	彦根市西今町字九文目 374 番	彦根市西今町字小橋ヶ板 310 番 2	345.5	1.8~7.9
1153	大堀町野瀬 2 号線	彦根市大堀町字野瀬 531 番	彦根市大堀町字野瀬 529 番	38.5	1.7~5.9
1274	日夏町長久 1 号線	彦根市日夏町字長久 2582 番	彦根市日夏町字長久 2602 番	78.2	1.4~3.7
2164	芹川町矢立 4 号線	彦根市芹川町字矢立 561 番 42	彦根市芹川町字矢立 586 番 9	230.7	6.0~10.3
2165	芹川町矢立 5 号線	彦根市芹川町字矢立 580 番 23	彦根市芹川町字矢立 580 番 22	44.3	6.0~14.0
2166	中藪五反田 3 号線	彦根市中藪二丁目字五反田 311 番 6	彦根市中藪二丁目字五反田 311 番 20	31.5	6.1~16.0
2167	正法寺町杉ヶ谷 5 号線	彦根市正法寺町字杉ヶ谷 286 番 257	彦根市正法寺町字杉ヶ谷 286 番 252	61.2	6.0~14.5
3480	大堀町長田 2 号線	彦根市大堀町字長田 907 番 30	彦根市大堀町字廣長 920 番 1	315.3	6.0~10.2
3501	大堀町石塚線	彦根市大堀町字五反地 439 番 10	彦根市大堀町字石塚 450 番 9	104.5	6.0~8.0
3502	大堀町野瀬 3 号線	彦根市大堀町字野瀬 534 番 17	彦根市大堀町字野瀬 534 番 10	64.8	6.0~14.0
3503	大堀町長田 4 号線	彦根市大堀町字長田 914 番 13	彦根市大堀町字長田 914 番 3	25.6	6.0~14.0
3504	大藪・西今団地 12 号線	彦根市大藪町字上松田 2525 番 4	彦根市大藪町字上松田 2532 番 11	195.9	6.0~14.1
3505	竹ヶ鼻町覆鞍 1 号線	彦根市竹ヶ鼻町字下ノ木 122 番 1	彦根市竹ヶ鼻町字覆鞍 101 番 11	94.3	6.0~14.3

3506	竹ヶ鼻町覆鞍 2 号線	彦根市竹ヶ鼻町字畑ヶ田 155 番 34	彦根市竹ヶ鼻町字樋ノ口 165 番 6	218.0	6.0~14.0
3507	竹ヶ鼻町出屋敷 1 号線	彦根市竹ヶ鼻町字沢ノ畑 465 番 1	彦根市竹ヶ鼻町字出屋敷 436 番 5	72.3	6.0~14.0
3508	竹ヶ鼻町出屋敷 2 号線	彦根市竹ヶ鼻町字出屋敷 436 番 7	彦根市西今町字辻ノ前 177 番 6	32.5	6.0~13.8
3509	竹ヶ鼻町岸ノ前 2 号線	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 319 番 4	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 327 番 8	83.3	6.0~14.0
3510	西今町神ノ木・上九反田線	彦根市西今町字神ノ木 208 番	彦根市西今町字上九反田 262 番 12	259.7	1.8~6.0
4204	南川瀬町東沢 2 号線	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 15	彦根市南川瀬町字東沢 965 番 21	182.4	6.0~14.0
4206	南川瀬町茶塚 1 号線	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 6	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 11	73.8	6.0~14.0
4212	南川瀬町茶塚 3 号線	彦根市南川瀬町字茶塚 717 番 5	彦根市南川瀬町字茶塚 716 番 2	30.1	6.0~14.0
4213	稲部町六ノ坪線	彦根市稲部町字六ノ坪 79 番	彦根市稲部町字六ノ坪 82 番	73.6	6.0~12.0
4214	稲部団地 17 号線	彦根市稲部町字ユノエ 430 番 6	彦根市稲部町字イカリ 299 番 2	60.8	6.0~13.7

2 変更

番号	路線名	区分	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)
11	芹橋彦富線	前	彦根市日夏町字下大石橋 3770 番 1	彦根市日夏町字シヤゲ 3784 番 3	22.0	12.5~12.5
		後			22.0	12.5~12.6
14	彦根口河瀬駅線	前	彦根市竹ヶ鼻町字下ノ木 123 番 7	彦根市竹ヶ鼻町字樋ノ口 173 番	202.4	16.2~41.3
		後			202.4	16.2~42.7
69	清崎南川瀬線	前	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 11	彦根市南川瀬町字中ノ池 395 番 1	8.8	17.0~17.0
		後			8.8	17.0~18.0
75	石寺田附線	前	彦根市普光寺町字寺神田 309 番 4	彦根市普光寺町字増家 720 番	13.7	6.4~7.5
		後			13.7	8.7~8.7
157	西沼波・長峰団地線	前	彦根市地蔵町字南町 465 番	彦根市正法寺町字竹之内 551 番	20.5	2.0~7.3
		後			20.5	2.0~4.1
162	正法寺野田山線	前	彦根市野田山町字山崎 1030 番 1	彦根市野田山町字山崎 1031 番 1	20.5	3.0~5.5
		後			20.5	3.0~6.6
216	西沼波六反畑・芹川上野線	前	彦根市西沼波町字カヨタ 264 番 3	彦根市西沼波町字上野々花 187 番 1	48.6	9.0~12.4
		後			48.6	9.7~13.8
227	幸町 3 号線	前	彦根市幸町 74 番	彦根市幸町 8 番	31.2	4.7~4.8
		後	1		31.2	4.7~6.1

233	外町里根 1 号線	前	彦根市外町字東外	彦根市里根町字里	32.8	3.3~7.3
		後	町 90 番	根 254 番 7	32.8	3.3~7.3
237	里根町猿ヶ瀬・里根線	前	彦根市里根町字里	彦根市里根町字里	15.6	7.0~7.2
		後	根 211 番 1	根 201 番 1	15.6	7.2~8.3
443	栄町池州 1 号線	前	彦根市栄町一丁目	彦根市中藪一丁目	12.6	2.9~3.6
		後	45 番	字八ノ坪 101 番 1	12.6	3.2~5.5
686	芹川町矢立 2 号線	前	彦根市芹川町字矢	彦根市芹川町字矢	23.0	6.0~10.0
		後	立 586 番 8	立 573 番 3	23.0	6.0~10.0
702	大藪町北 3 号線	前	彦根市大藪町字寄	彦根市大藪町字寄	1.0	2.2~2.2
		後	洲 1814 番 8	洲 1815 番 15	1.0	2.2~3.2
868	平田町北蓬原二ノ坪線	前	彦根市平田町字片	彦根市平田町字八	119.1	4.8~6.3
		後	渕 111 番 1	ノ坪 107 番	119.1	4.8~5.7
988	竹ヶ鼻町東出南出線	前	彦根市竹ヶ鼻町字	彦根市竹ヶ鼻町字	30.2	2.4~3.9
		後	東出 435 番	西出 469 番 10	30.2	5.5~9.5
989	竹ヶ鼻町東出 1 号線	前	彦根市竹ヶ鼻町字	彦根市竹ヶ鼻町字	78.0	1.6~2.2
		後	岸ノ前 331 番 6	岸ノ前 326 番 1	103.0	4.0~6.1
990	竹ヶ鼻町東出 2 号線	前	彦根市西今町字出	彦根市竹ヶ鼻町字	55.8	3.2~5.3
		後	屋敷 436 番 9	東出 442 番 1	55.8	3.2~6.0
1201	八坂町三海 1 号線	前	彦根市八坂町字北	彦根市八坂町字北	47.5	1.4~2.0
		後	村 3099 番 1	村 1266 番 6	47.5	1.8~10.4
1235	宇曾川右岸線	前	彦根市須越町字木	彦根市須越町字割	227.5	7.1~7.8
		後	戸鼻 139 番 1	田 98 番	227.5	6.7~7.8
1257	開出今南中学校線	前	彦根市開出今町字	彦根市甘呂町字中	27.9	3.7~4.2
		後	東出 91 番	島田 134 番	27.9	4.0~4.6
1263	日夏町弥八・久保田線	前	彦根市日夏町字永	彦根市日夏町字長	12.0	2.8~4.4
		後	町 2032 番 1	久 2569 番	12.0	3.0~4.3
1284	日夏町永町組ノ町線	前	彦根市日夏町字永	彦根市日夏町字長	108.5	1.6~2.9
		後	町 2032 番 1	久 2604 番	108.5	2.6~4.1
1296	日夏町古屋敷三代神線	前	彦根市日夏町字上	彦根市日夏町字上	0.7	2.7~2.7
		後	姥ヶ辻 3896 番 1	姥ヶ辻 3892 番	0.7	2.7~2.7
1425	楡町岡・東羅線	前	彦根市楡町字上宗	彦根市楡町字井ノ	17.1	6.2~8.0
		後	高 593 番 1	口 83 番 4	17.1	6.2~12.4
1484	柳川田附線	前	彦根市柳川町字柳	彦根市柳川町字堤	48.1	4.0~6.2
		後	原 433 番 1	401 番 1	48.1	4.0~7.0

1500	稲里町島ノ泓南平線	前	彦根市稲里町字南平 1317 番	彦根市稲里町字南平 1293 番 1	41.3	2.9~4.1
		後			41.3	3.5~8.8
1501	稲里町南平梨本線	前	彦根市稲里町字南平 1294 番 1	彦根市稲里町字南平 1293 番 1	2.4	2.9~4.9
		後			2.4	2.9~7.3
1637	稲部団地 12 号線	前	彦根市稲部町字ユノエ 430 番	彦根市稲部町字ユノエ 430 番 6	15.7	6.4~6.4
		後			15.7	6.4~7.5
1664	稲枝西口停車場線	前	彦根市彦富町字甲田 326 番 1	彦根市彦富町字下甲田 358 番 5	23.0	11.4~15.4
		後			23.0	11.4~27.2
3167	大藪・西今団地 3 号線	前	彦根市大藪町字上松田 2525 番 5	彦根市大藪町字上松田 2525 番 6	13.8	6.0~10.0
		後			0.0	0.0~0.0
5018	彦富稲部線	前	彦根市金田町字町ノ越 132 番 4	彦根市稲部町字後戸 607 番 1	61.8	6.7~12.0
		後			61.8	6.7~9.7
5020	立花佐和線	前	彦根市金亀町 49 番	彦根市立花町字上片原町 210 番 1	11.1	14.1~14.5
		後			11.1	14.1~14.5
5021	東沼波原線	前	彦根市原町字平野 578 番 3	彦根市原町字平野 569 番 3	61.0	5.8~12.5
		後			61.0	5.4~6.2
5027	東沼波町栄・雨明線	前	彦根市東沼波町字石橋 1216 番 5	彦根市東沼波町字石橋 1211 番 1	9.5	4.3~5.8
		後			9.5	4.3~5.8
5030	法士金剛寺線	前	彦根市犬方町字グミノ木 241 番 3	彦根市犬方町字竹横 305 番	44.1	4.0~7.5
		後			44.1	4.6~5.6

彦根市告示第 66 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 14 日まで彦根市都市建設部(令和 5 年 4 月 1 日以降は建設部)建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市長 和田裕行

開始

番号	路線名	起 点	終 点	使用開始の期日
11	芹橋彦富線	彦根市日夏町字下大石橋 3770 番 1	彦根市日夏町字シャゲ 3784 番 3	令和 5 年 3 月 31 日
14	彦根口河瀬駅線	彦根市竹ヶ鼻町字下ノ木 123 番 7	彦根市竹ヶ鼻町字樋ノ口 173 番	令和 5 年 3 月 31 日
58	松原町大黒前鴨ノ巢線	彦根市松原町字大黒前 3453 番 1	彦根市松原町字鴨ノ巢 3620 番 5	令和 5 年 3 月 31 日
69	清崎南川瀬線	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 11	彦根市南川瀬町字中ノ池 395 番 1	令和 5 年 3 月 31 日
75	石寺田附線	彦根市普光寺町字寺神田 309 番 4	彦根市普光寺町字増家 720 番	令和 5 年 3 月 31 日

157	西沼波・長峰団 地線	彦根市地蔵町字南町 465番	彦根市正法寺町字竹之 内551番	令和5年3月31日
162	正法寺野田山線	彦根市野田山町字山崎 1030番1	彦根市野田山町字山崎 1031番1	令和5年3月31日
216	西沼波六反畑・ 芹川上野線	彦根市西沼波町字カヨ 夕264番3	彦根市西沼波町字上 野々花187番1	令和5年3月31日
227	幸町3号線	彦根市幸町74番1	彦根市幸町8番	令和5年3月31日
233	外町里根1号線	彦根市外町字東外町 90番	彦根市里根町字里根 254番7	令和5年3月31日
237	里根町猿ヶ瀬・ 里根線	彦根市里根町字里根 211番1	彦根市里根町字里根 201番1	令和5年3月31日
443	栄町池州1号線	彦根市栄町一丁目45 番	彦根市中藪一丁目字八 ノ坪101番1	令和5年3月31日
686	芹川町矢立2号 線	彦根市芹川町字矢立 586番8	彦根市芹川町字矢立 573番3	令和5年3月31日
702	大藪町北3号線	彦根市大藪町字寄洲 1814番8	彦根市大藪町字寄洲 1815番15	令和5年3月31日
868	平田町北蓬原二 ノ坪線	彦根市平田町字片渕 111番1	彦根市平田町字八ノ坪 107番	令和5年3月31日
988	竹ヶ鼻町東出南 出線	彦根市竹ヶ鼻町字東出 435番	彦根市竹ヶ鼻町字西出 469番10	令和5年3月31日
989	竹ヶ鼻町東出1 号線	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ 前331番6	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ 前326番1	令和5年3月31日
990	竹ヶ鼻町東出2 号線	彦根市西今町字出屋敷 436番9	彦根市竹ヶ鼻町字東出 442番1	令和5年3月31日
996	西今町九文目・ 小橋ヶ板線	彦根市西今町字九文目 374番	彦根市西今町字小橋ヶ 板310番2	令和5年3月31日
1153	大堀町野瀬2号 線	彦根市大堀町字野瀬 531番	彦根市大堀町字野瀬 529番	令和5年3月31日
1201	八坂町三海1号 線	彦根市八坂町字北村 3099番1	彦根市八坂町字北村 1266番6	令和5年3月31日
1235	宇曾川右岸線	彦根市須越町字木戸鼻 139番1	彦根市須越町字割田 98番	令和5年3月31日
1257	開出今南中学校 線	彦根市開出今町字東出 91番	彦根市甘呂町字中島田 134番	令和5年3月31日
1263	日夏町弥八・久 保田線	彦根市日夏町字永町 2032番1	彦根市日夏町字長久 2569番	令和5年3月31日
1274	日夏町長久1号 線	彦根市日夏町字長久 2582番	彦根市日夏町字長久 2602番	令和5年3月31日
1284	日夏町永町組ノ 町線	彦根市日夏町字永町 2032番1	彦根市日夏町字長久 2604番	令和5年3月31日
1296	日夏町古屋敷三 代神線	彦根市日夏町字上姥ヶ 辻3896番1	彦根市日夏町字上姥ヶ 辻3892番	令和5年3月31日
1425	楡町岡・東羅線	彦根市楡町字上宗高 593番1	彦根市楡町字井ノ口 83番4	令和5年3月31日

1484	柳川田附線	彦根市柳川町字柳原 433番1	彦根市柳川町字堤401 番1	令和5年3月31日
1500	稲里町島ノ泓南 平線	彦根市稲里町字南平 1317番	彦根市稲里町字南平 1293番1	令和5年3月31日
1501	稲里町南平梨本 線	彦根市稲里町字南平 1294番1	彦根市稲里町字南平 1293番1	令和5年3月31日
1637	稲部団地12号 線	彦根市稲部町字ユノエ 430番	彦根市稲部町字ユノエ 430番6	令和5年3月31日
2164	芹川町矢立4号 線	彦根市芹川町字矢立 561番42	彦根市芹川町字矢立 586番9	令和5年3月31日
2165	芹川町矢立5号 線	彦根市芹川町字矢立 580番23	彦根市芹川町字矢立 580番22	令和5年3月31日
2166	中藪五反田3号 線	彦根市中藪二丁目字五 反田311番6	彦根市中藪二丁目字五 反田311番20	令和5年3月31日
2167	正法寺町杉ヶ谷 5号線	彦根市正法寺町字杉ヶ 谷286番257	彦根市正法寺町字杉ヶ 谷286番252	令和5年3月31日
3167	大藪・西今団地3 号線	彦根市大藪町字上松田 2525番5	彦根市大藪町字上松田 2525番6	令和5年3月31日
3480	大堀町長田2号 線	彦根市大堀町字長田 907番30	彦根市大堀町字廣長 920番1	令和5年3月31日
3501	大堀町石塚線	彦根市大堀町字五反地 439番10	彦根市大堀町字石塚 450番9	令和5年3月31日
3502	大堀町野瀬3号 線	彦根市大堀町字野瀬 534番17	彦根市大堀町字野瀬 534番10	令和5年3月31日
3503	大堀町長田4号 線	彦根市大堀町字長田 914番13	彦根市大堀町字長田 914番3	令和5年3月31日
3504	大藪・西今団地 12号線	彦根市大藪町字上松田 2525番4	彦根市大藪町字上松田 2532番11	令和5年3月31日
3505	竹ヶ鼻町覆鞍1 号線	彦根市竹ヶ鼻町字下ノ 木122番1	彦根市竹ヶ鼻町字覆鞍 101番11	令和5年3月31日
3506	竹ヶ鼻町覆鞍2 号線	彦根市竹ヶ鼻町字畑ヶ 田155番34	彦根市竹ヶ鼻町字樋ノ 口165番6	令和5年3月31日
3507	竹ヶ鼻町出屋敷 1号線	彦根市竹ヶ鼻町字沢ノ 畑465番1	彦根市竹ヶ鼻町字出屋 敷436番5	令和5年3月31日
3508	竹ヶ鼻町出屋敷 2号線	彦根市竹ヶ鼻町字出屋 敷436番7	彦根市西今町字辻ノ前 177番6	令和5年3月31日
3509	竹ヶ鼻町岸ノ前 2号線	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ 前319番4	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ 前327番8	令和5年3月31日
3510	西今町神ノ木・ 上九反田線	彦根市西今町字神ノ木 208番	彦根市西今町字上九反 田262番12	令和5年3月31日
4204	南川瀬町東沢2 号線	彦根市南川瀬町字東沢 965番15	彦根市南川瀬町字東沢 965番21	令和5年3月31日
4206	南川瀬町茶塚1 号線	彦根市南川瀬町字茶塚 714番6	彦根市南川瀬町字茶塚 714番11	令和5年3月31日
4212	南川瀬町茶塚3	彦根市南川瀬町字茶塚	彦根市南川瀬町字茶塚	令和5年3月31日

	号線	717 番 5	716 番 2	
4213	稲部町六ノ坪線	彦根市稲部町字六ノ坪 79 番	彦根市稲部町字六ノ坪 82 番	令和 5 年 3 月 31 日
4214	稲部団地 17 号 線	彦根市稲部町字ユノエ 430 番 6	彦根市稲部町字イカリ 299 番 2	令和 5 年 3 月 31 日
5018	彦富稲部線	彦根市金田町字町ノ越 132 番 4	彦根市稲部町字後戸 607 番 1	令和 5 年 3 月 31 日
5020	立花佐和線	彦根市金亀町 49 番	彦根市立花町字上片原 町 210 番 1	令和 5 年 3 月 31 日
5021	東沼波原線	彦根市原町字平野 578 番 3	彦根市原町字平野 569 番 3	令和 5 年 3 月 31 日
5027	東沼波町栄・雨 明線	彦根市東沼波町字石橋 1216 番 5	彦根市東沼波町字石橋 1211 番 1	令和 5 年 3 月 31 日
5030	法士金剛寺線	彦根市犬方町字グミノ 木 241 番 3	彦根市犬方町字竹横 305 番	令和 5 年 3 月 31 日

彦根市告示第 67 号

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱(平成 13 年彦根市告示第 129 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「第 10 号」を「第 11 号」に改める。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(11) 別表第 2 第 11 号の事業 別記様式第 2 号の 12

第 17 条に次の 1 号を加える。

(11) 別表第 2 第 11 号の事業 別記様式第 4 号の 12

別表第 2 第 4 号の項中「(平成 28 年 7 月 20 日付け府子本第 474 号内閣総理大臣通知別紙)」を削り、同表第 7 号の項中「令和 3 年度滋賀県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(令和 3 年 12 月 24 日付け滋子青第 2844 号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」を「令和 4 年度滋賀県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(令和 5 年 2 月 20 日付け滋子青第 351 号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」に改め、同表に次のように加える。

(11) 病児保育 事業(体調不良 児対応型)	病児保育事業実施要綱(平成 27 年 7 月 17 日付け雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙)に定める実施基準に基づき、子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める交付金の交付額を限度額とする。
-------------------------------	---

別記様式第 2 号の 9 を次のように改める。

様式第2号の9(第5条関係)

年度 保育体制強化事業計画書

保育所名 _____

基準単価 _____ 円/月

1 保育所の状況

保育支援者			保育支援者配置月の保育士数	補助基準額②
配置年月日	配置月数①	配置人数		
				円

2 保育支援者の状況

氏名	配置期間	勤務形態③	園外活動時の見守り等の有無	支給予定額
	～			
	～			
合計				円

- (注) 1 ①欄は、保育支援者を配置した1年間の配置月数を記入すること。
 2 ②欄は、①の配置月数に基準単価を乗じた金額を記入すること。
 3 ③欄は、常勤(常)および非常勤(非)の区分を記入すること。
 4 保育支援者の業務報告書を添付すること。

別記様式第2号の11の次に次の1様式を加える。

様式第2号の12(第5条関係)

年度 幼児保育事業(体調不良児対応型)計画書

施設名 _____

1 利用者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
① 配置月に○													
利用児童数													

2 看護師等の状況

氏名	配置期間	雇用形態②	給与支出予定額	研修参加費用③	対象経費の支出予定額	補助基準額
	～		円	円	円	
	～		円	円	円	
合計			円	円	円	円

- (注) 1 ①欄は、看護師等を配置した月に○を記入すること。
 2 ②欄は、常勤(常)および非常勤(非)の区分を記入すること。
 3 ③欄は、参加負担金および旅費を記入すること。
 4 配置職員の雇用契約書および資格証の写しを添付すること。
 5 実施場所が分かる施設図および地域の子育てまたは妊産婦等に対する相談支援を実施していることが分かる案内等の写しを添付すること。

別記様式第4号の9を次のように改める。

様式第 4 号の 9(第 17 条関係)

年度 保育体制強化事業実績調書

保育所名 _____

基準単価 _____ 円/月

1 保育所の状況

保育支援者			保育支援者配置月の保育士数	補助基準額②
配置年月日	配置月数①	配置人数		
				円

2 保育支援者の状況

氏名	配置期間	勤務形態③	園外活動時の見守り等の有無	支給額
	～			
	～			
合計				円

(注) 1 ①欄は、保育支援者を配置した1年間の配置月数を記入すること。
 2 ②欄は、①の配置月数に基準単価を乗じた金額を記入すること。
 3 ③欄は、常勤(常)および非常勤(非)の区分を記入すること。

別記様式第 4 号の 11 の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号の 12(第 17 条関係)

年度 病児保育事業(体調不良児対応型)実績調書

施設名 _____

1 利用者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
① 配置月に○													
利用児童数													

2 看護師等の状況

氏名	配置期間	雇用形態②	給与支出額	研修参加費用③	対象経費の支出額	補助基準額
	～		円	円	円	
	～		円	円	円	
合計			円	円	円	円

(注) 1 ①欄は、看護師等を配置した月に○を記入すること。
 2 ②欄は、常勤(常)および非常勤(非)の区分を記入すること。
 3 ③欄は、参加負担金および旅費を記入すること。
 4 ④欄の内訳の分かる領収書等を添付すること。

付 則

この告示は、令和 5 年 3 月 31 日から施行し、改正後の彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第 68 号

彦根市障害者福祉施設通所費助成事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市障害者福祉施設通所費助成事業実施要綱を廃止する告示

彦根市障害者福祉施設通所費助成事業実施要綱(昭和 57 年彦根市告示第 61 号)は、廃止する。

付 則

- この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この告示の施行前にこの告示による廃止前の彦根市障害者福祉施設通所費助成事業実施要綱(以下「旧告示」という。)第 5 条第 1 項の規定による助成の決定を受けた者に対する旧告示第 6 条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第 69 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、彦根市営中央駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

1 委託の相手方

彦根市開出今町 1419 番地
公益社団法人彦根市シルバー人材センター

2 委託事務の内容

彦根市駐車場の設置および管理に関する条例(平成 45 年彦根市条例第 20 号。以下「条例」という。)に基づく使用料の徴収事務

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。ただし、彦根市営中央駐車場の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 徴収の方法

- (1) 使用料は、現金および美しいひこね創造条例(平成 17 年彦根市条例第 79 号)第 12 条に規定する地域通貨「彦」で徴収する。
- (2) 使用料の徴収の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市駐車場の設置および管理に関する条例施行規則(昭和 48 年彦根市規則第 1 号)および彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の定めるところによる。

彦根市告示第 70 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第 1 自転車駐車場、彦根駅前第 2 自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

1 委託の相手方

大阪市西区南堀江 1 丁目 12 番 19 号四ツ橋スタービル 9 階
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店

2 委託事務の内容

彦根市駐車場の設置および管理に関する条例(平成 45 年彦根市条例第 20 号)および彦根市自転車駐車場条例(平成 6 年彦根市条例第 26 号)(以下「駐車場条例等」という。)に基づく使用料の徴収事務

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。ただし、彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第 1 自転車駐車場、彦根駅前第 2 自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 徴収の方法

- (1) 使用料は、現金、カード等の決済端末による代金決済サービスおよび美しいひこね創造条例(平成 17 年彦根市条例第 79 号)第 12 条に規定する地域通貨「彦」で徴収する。
- (2) 使用料の徴収の方法は、前号に規定するもののほか、駐車場条例等、彦根市駐車場の設置および管理に関する条例施行規則(昭和 48 年彦根市規則第 1 号)、彦根市自転車駐車場条例施行規則(平成 6 年彦根市規則第 44 号)および彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の定めるところによる。

彦根市告示第 71 号

彦根市県外定期予防接種費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田裕行

彦根市県外定期予防接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、定期の予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する予防接種をいう。以下「定期予防接種」という。)の接種率を向上させ、もって感染症等のまん延を防止し、市民の健康の増進を図るため、県外定期予防接種(事情により滋賀県外で接種する法第2条第2項に規定するA類疾病に係る定期予防接種をいう。以下同じ。)を受ける者に対し、彦根市県外定期予防接種費用助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成19年彦根市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者等)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、県外定期予防接種を受ける者のうち、県外定期予防接種を受ける日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 本市で定期予防接種を受けることができない理由(次に掲げるものに限る。)があること。
 - ア 出産、下宿等のため長期にわたり県外に滞在していること。
 - イ 県外の児童養護施設、医療施設等に入所していること。
 - ウ かかりつけの医療機関が県外に存すること。
 - エ 災害その他やむを得ない理由により継続的に県外に居住していること。
 - オ 両親が離婚調停中であることその他やむを得ない理由により県外に居住していること。
 - カ その他定期予防接種を県外で受けることについてやむを得ない特別の理由(市長が認めるものに限る。)があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、他の市町村において、助成金と同種の補助金等の交付の対象となった者および対象となる予定である者は、助成対象者とししないものとする。
- 3 助成金の交付を申請し、受給することができる者(以下「申請・受給権者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 助成対象者
 - (2) 助成対象者の保護者(法第2条第7項に規定する保護者をいう。)
 - (3) 当該県外定期予防接種に係る費用を負担した助成対象者の親族、児童養護施設の長等
- (助成金の額および交付方法)

第3条 助成金の額は、県外定期予防接種に係る費用として医療機関に対し支払った額とする。ただし、本市が医療機関との間で締結している定期予防接種に係る委託契約に基づく同種の定期予防接種の委託単価を限度とする。

2 助成金は、第6条第2項の規定による交付決定を受けた者に、償還払いにより交付する。
(依頼書の申請)

第4条 申請・受給権者は、助成金の交付を受けようとするときは、県外定期予防接種を受ける日の3週間前までに、市長に対し、彦根市県外定期予防接種実施依頼書交付申請書(別記様式第1号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、彦根市県外定期予防接種実施依頼書(別記様式第2号。以下「依頼書」という。)を当該申請・受給権者に交付するものとする。

3 依頼書の有効期限は、前項の規定により依頼書を交付した日(以下「交付日」という。)から次の各号に掲げる日のいずれか交付日に近い日までの期間とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 交付日から6月を経過する日
- (2) 交付日の属する年度の末日

4 申請・受給権者は、助成対象者が県外定期予防接種を受けようとするときは、第2項の規定により交付された依頼書を該当の医療機関(当該医療機関の存する市町村に提出する必要がある場合は、当該市町村)に提出するものとする。

(交付申請等)

第5条 申請・受給権者は、助成対象者が県外定期予防接種を受けたときは、当該県外定期予防接種を受けた日(以下「接種日」という。)の属する年度の末日までに、彦根市県外定期予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 県外定期予防接種を受けたことが確認できる彦根市が発行した予診票の原本または写し
- (2) 過去に受けた定期予防接種が確認できる母子健康手帳の写し
- (3) 領収書その他の県外定期予防接種に係る費用の支払を証明する書類の写し
- (4) 助成金の振込先口座の通帳の写しその他の助成金の振込先を確認することができる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受理したときは、これを審査の上、助成金の交付の適否を決定し、彦根市県外定期予防接種費用助成金交付決定通知書(別記様式第4号)または彦根市県外定期予防接種費用助成金不交付決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する助成金の交付の適否の決定に当たり、特に必要があると認めるときは、申請・受給権者の同意を得て必要な調査等を行うことができる。

(実績報告および額の確定)

第6条 規則第13条の規定による実績報告は、前条第1項の規定による交付申請書および添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第14条の規定による助成金の額の確定は、前条第2項の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、第5条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

2 前項の場合において、助成金が既に交付されているときは、当該交付決定者は、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第8条 助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住所
氏名
(被接種者との続柄)
電話

彦根市県外定期予防接種実施依頼書交付申請書

下記のとおり、彦根市が実施する定期予防接種を滋賀県外で受けたいので、彦根市県外定期予防接種費用助成金交付要綱第4条第1項の規定により彦根市県外定期予防接種実施依頼書の交付を申請します。

記

接種を受ける者の住所・氏名・生年月日	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日
定期予防接種の種類	<input type="checkbox"/> ロタウイルス(ロタリックス・ロタテック) 1回目・2回目・3回目 <input type="checkbox"/> ヒブ 1回目・2回目・3回目・追加接種 <input type="checkbox"/> 小児用肺炎球菌 1回目・2回目・3回目・追加接種 <input type="checkbox"/> B型肝炎 1回目・2回目・3回目 <input type="checkbox"/> 四種混合 1期1回目・2回目・3回目・追加接種 <input type="checkbox"/> BCG <input type="checkbox"/> 麻しん風しん混合(MR) 1期・2期 <input type="checkbox"/> 水痘 1回目・2回目 <input type="checkbox"/> 日本脳炎 1期 1回目・2回目・追加接種・2期 <input type="checkbox"/> 二種混合 <input type="checkbox"/> 子宮頸がん予防(サーバリックス・ガーダシル・シルガード9) 1回目・2回目・3回目 <input type="checkbox"/> その他()
定期予防接種を受ける市町村・医療機関名・所在地	市町村名 医療機関名 〒 所在地
接種予定日(今年度分のみ記載)	① 年 月 日 ② 年 月 日 ③ 年 月 日 ④ 年 月 日
接種を受ける者の現在の滞在先の住所・電話番号	〒 住 所 (様方) 電話
彦根市で定期予防接種を受けられない理由	<input type="checkbox"/> 出産、下宿等のため長期にわたり県外に滞在しているため <input type="checkbox"/> 県外の児童養護施設、医療施設等に入所しているため <input type="checkbox"/> かかりつけの医療機関が県外に存するため <input type="checkbox"/> 災害その他やむを得ない理由により継続的に県外に居住しているため <input type="checkbox"/> 両親が離婚調停中であることその他やむを得ない理由により理由により県外に居住しているため <input type="checkbox"/> その他()

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市県外定期予防接種実施依頼書

彦根市に住所を有する下記の者が、特別の事情により本市が委託する医療機関において下記の定期予防接種を受けることができないと申請があったため、貴機関で予防接種を実施していただきますようお願いいたします。

また、予防接種費用を徴収される場合は、被接種者またはその保護者等から徴収していただきますとともに、予防接種実施後は予防接種予診票を被接種者またはその保護者等へ交付していただきますようお願いいたします。

なお、当該予防接種に起因する健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく被害救済制度が適用されます。

記

予防接種名			
被接種者氏名		生年月日	年 月 日
保護者等氏名		電話番号	
住所			
滞在先等			
依頼理由			
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで		

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住 所
氏 名
(被接種者との続柄)
連絡先

彦根市県外定期予防接種費用助成金交付申請書兼請求書

標記の助成金の交付を受けたいので、彦根市県外定期予防接種費用助成金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本申請に基づく助成金の交付決定に当たり、確認等が必要な場合は、彦根市が住民票、医療機関の接種状況等の確認等を行うことに同意します。

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市県外定期予防接種費用助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった彦根市県外定期予防接種費用助成金の交付申請について、下記のとおり交付することに決定したので、彦根市県外定期予防接種費用助成金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 被接種者

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市県外定期予防接種費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった彦根市県外定期予防接種費用助成金の交付申請について、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、彦根市県外定期予防接種費用助成金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 理由
- 2 被接種者

彦根市告示第72号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 名称 Pay Pay株式会社
 - (2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入

バーコード等による代金決済サービスを利用して納付する次の表に掲げる施設等における手数料等

施設等	手数料等
総務部税務課	(1) 彦根市市税条例(昭和25年彦根市条例第23号)に基づく原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の弁償金 (2) 彦根市手数料条例(平成12年彦根市条例第10号)に基づく証明手数料、住宅用家屋証明申請手数料ならびに公簿、公文書および図書の閲覧手数料 (3) 彦根市情報公開条例施行規則(平成15年彦根市規則第4号)に基づく写しの作成および送付に要する費用 (4) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)に基づく写しの作成および送付に要する費用
総務部債権管理課	(1) 彦根市手数料条例に基づく証明手数料 (2) 彦根市情報公開条例施行規則に基づく写しの作成および送付に要する費用 (3) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づく写しの作成および送付に要する費用
総務部稲枝支所	(1) 彦根市市税条例に基づく原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の弁償金 (2) 彦根市印鑑条例(昭和52年彦根市条例第28号)に基づく手数料 (3) 彦根市戸籍等に関する手数料条例(平成12年彦根市条例第2号)に基づく手数料 (4) 彦根市手数料条例に基づく証明手数料、住宅用家屋証明申請手数料、公簿、公文書および図書の謄抄本交付手数料、個人番号カード再交付手数料ならびに公簿、公文書および図書の閲覧手数料 (5) 彦根市情報公開条例施行規則に基づく写しの作成および送付に要する費用 (6) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づく写しの作成および送付に要する費用
総務部各出張所	(1) 彦根市印鑑条例に基づく手数料 (2) 彦根市戸籍等に関する手数料条例に基づく手数料 (3) 彦根市手数料条例に基づく証明手数料、公簿、公文書および図書の謄抄本交付手数料、個人番号カード再交付手数料ならびに公簿、公文書および図書の閲覧手数料 (4) 彦根市情報公開条例施行規則に基づく写しの作成および送付に要する費用 (5) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づく写しの作成および送付に要する費用
市民環境部ライフサービス課	(1) 彦根市印鑑条例に基づく手数料 (2) 彦根市戸籍等に関する手数料条例に基づく手数料 (3) 彦根市手数料条例に基づく証明手数料、臨時運行許可申請手数料、公簿、公文書および図書の謄抄本交付手数料、個人番号カード再交付手数料ならびに公簿、公文書および図書の閲覧手数料

	<p>(4) 彦根市情報公開条例施行規則に基づく写しの作成および送付に要する費用</p> <p>(5) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づく写しの作成および送付に要する費用</p>
<p>彦根市福祉センター(証明書発行コーナーに限る。)</p>	<p>(1) 彦根市印鑑条例に基づく手数料</p> <p>(2) 彦根市戸籍等に関する手数料条例に基づく手数料</p> <p>(3) 彦根市手数料条例に基づく証明手数料、臨時運行許可申請手数料、公簿、公文書および図書の謄抄本交付手数料、個人番号カード再交付手数料ならびに公簿、公文書および図書の閲覧手数料</p> <p>(4) 彦根市情報公開条例施行規則に基づく写しの作成および送付に要する費用</p> <p>(5) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づく写しの作成および送付に要する費用</p>
<p>彦根城博物館</p>	<p>(1) 彦根市城山観覧料徴収条例(昭和38年彦根市条例第4号)に基づく観覧料および使用料</p> <p>(2) 彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和61年彦根市条例第2号)に基づく観覧料および使用料</p> <p>(3) 彦根市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則(平成15年彦根市教育委員会規則第7号)の規定によりその例によることとされた彦根市情報公開条例施行規則の規定に基づく写しの作成および送付に要する費用</p> <p>(4) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則(令和5年彦根市教育委員会規則第3号)の規定によりその例によることとされた彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則の規定に基づく写しの作成および送付に要する費用</p> <p>(5) 物品の売払代金等</p>

3 指定をした日

令和5年4月1日

4 指定をした期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

彦根市告示第73号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和47年彦根市条例第9号)第5条第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市告示第74号

彦根市体育館使用助成金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市体育館使用助成金交付要綱を廃止する告示

彦根市体育館使用助成金交付要綱(平成 30 年彦根市告示第 197 号)は、廃止する。

付 則

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による廃止前の彦根市体育館使用助成金交付要綱(以下「旧告示」という。)第 4 条の規定により彦根市体育館使用助成金の交付決定を受けた者に対する旧告示第 7 条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第 75 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 名 称 株式会社ジェイエムエス
 - (2) 所在地 東京都新宿区大久保三丁目 8 番 2 号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入

カード等の決済端末による代金決済サービスを利用して納付する彦根城博物館における物品の売払い代金、観覧料および薄茶席利用料
- 3 指定をした日

令和 5 年 4 月 1 日
- 4 指定をした期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

彦根市告示第 76 号

彦根市立中学校給食費徴収金取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田裕行

彦根市立中学校給食費徴収金取扱要綱の一部を改正する告示

彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「第 3 条」を「第 3 条第 2 項および第 4 条」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の徴収金の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第 1 号の職員のうち小学校に勤務する職員 年額 49,500 円
 - (2) 前項第 1 号の職員のうち中学校に勤務する職員および同項第 2 号の職員 年額 51,700 円
 - (3) 前項第 3 号に該当する者 市長が別に定める額

付 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 77 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 82 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護支援事業者の廃止届を受理したので、同法第 85 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	事業者	サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
N P O ぽぽハ	彦根市平田町	特定非営利活動	居宅介護支援	2570200291	令和 5 年

ウス	107番地11	法人NPOぼぼハウス 理事長 若林重一			3月31日
----	---------	------------------------	--	--	-------

彦根市告示第78号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変更前	変更後
金沢町林自治会	(略)	(略)
亀山ニュータウン自治会	(略)	(略)
城町一丁目町内会	(略)	(略)
大北町自治会	(略)	(略)
上後三条町自治会	(略)	(略)
日夏ニュータウン第一区自治会	(略)	(略)
東沼波町サニー団地会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
野田山町自治会	松本 重彦 (略)	中村 稔 (略)
金沢町林自治会	森野 道浩 (略)	森 仁 (略)
亀山ニュータウン自治会	稲田 尚 (略)	山田 幹世 (略)
楡町自治会	北河 均 (略)	北川 幸夫 (略)
北芹川町自治会	垣内 利之 (略)	田中 省司 (略)
城町一丁目町内会	松本 啓司 (略)	安藤 嘉彦 (略)
亀山ニュータウンⅢ期自治会	後藤 実 (略)	前川 遼太 (略)
原町東団地自治会	木村 年貴 (略)	高木 渉 (略)
出町自治会	高橋 一樹	古川 重徳

	(略)	(略)
極楽寺町町内会	岩井 幹雄 (略)	藤島 恒男 (略)
長曾根町自治会	北村 忠雄 (略)	北村 徳三 (略)
川瀬馬場町自治会	小林 伊三夫 (略)	種橋 晃雄 (略)
大北町自治会	馬場 三男 (略)	山田 幸史 (略)
上後三条町自治会	藤野 幸嗣 (略)	若林 久広 (略)
マイタウン日夏自治会	横田 充男 (略)	林 俊介 (略)
日夏ニュータウン第一区自治会	伊藤 昭男 (略)	西河 俊夫 (略)
日夏ニュータウン第四区自治会	山下 直幸 (略)	小杉 喜代和 (略)
金田町自治会	田村 彰 (略)	田村 学 (略)
堀町自治会	古川 勝 (略)	宮崎 二三男 (略)
森堂町自治会	野口 正宏 (略)	織田 義雄 (略)
千原自治会	西村 誠吾 (略)	吉居 孝次 (略)
日夏ニュータウン第3区自治会	福井 聡子 (略)	馬場 正男 (略)
三津町自治会	藤野 保 (略)	辻 克美 (略)
西沼波町自治会	小椋 充弘 (略)	馬場 良之 (略)
妙楽寺自治会	本梅 守 (略)	植野 茂稔 (略)
西清崎町自治会	辻本 慶 (略)	田中 貴博 (略)
西浦町自治会	小山 晃生 (略)	谷澤 茂 (略)
野口町自治会	園田 定幸 (略)	田中 潤一 (略)
小田部自治会	水江 孝之 (略)	長崎 正巳 (略)
原団地自治会	矢守 茂 (略)	田中 富美子 (略)
東沼波町サニー団地会	河口 保 (略)	角川 義信 (略)

日夏町泉自治会	寺村 信夫 (略)	寺村 義伸 (略)
新海浜自治会	瀬戸川 まき子 (略)	西川 雄 (略)
稲部町自治会	山本 一人 (略)	西野 達夫 (略)
尾末町自治会	北澤 宏幸 (略)	井伊 裕子 (略)
法士町自治会	辻 保徳 (略)	竹中 康和 (略)
辻堂町自治会	佐々木 浩斉 (略)	宮内 義勝 (略)

彦根市告示第79号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根市レンタサイクル事業の利用料の収納事務を下記のとおり委託した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田 裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 大阪府大阪市西区南堀江一丁目12番19号 四ツ橋スタービル9F
- (2) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店
- (3) 代表者 支店長 野 寄 貴 之

2 委託事務の内容

彦根市レンタサイクル事業実施要綱(平成23年彦根市告示第174号)に基づく利用料の収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 収納の方法

- (1) 利用料は、現金で収納し、彦根市が指定する収入通知書に基づき市へ納入する。
- (2) 利用料の収納方法は、前号に規定するもののほか、彦根市レンタサイクル事業実施要綱および彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の定めるところによる。

彦根市告示第80号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根市レンタサイクル事業の利用料の収納事務を下記のとおり委託した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田 裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市銀座町1番4号
- (2) 名称 特定非営利活動法人 五環生活
- (3) 代表者 代表理事 安達 加奈子

2 委託事務の内容

彦根市レンタサイクル事業実施要綱(平成23年彦根市告示第174号)に基づく利用料の収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 収納の方法

- (1) 利用料は、現金で収納し、彦根市が指定する収入通知書に基づき市へ納入する。
- (2) 利用料の収納方法は、前号に規定するもののほか、彦根市レンタサイクル事業実施要綱および彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の定めるところによる。

彦根市告示第 81 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 委託の相手方

大津市御殿浜 6 番 28 号
公益財団法人 滋賀県健康づくり財団
理事長 山 元 雅 司

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく次に掲げる健康診査等に係る手数料の徴収事務

- (1) 健康診査
- (2) 肝炎ウイルス検診
- (3) 胃がん検診(集団検診)
- (4) 大腸がん検診
- (5) 子宮頸がん検診
- (6) 乳がん検診
- (7) 肺がん検診

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 徴収の方法

現金で徴収する。

彦根市告示第 82 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 委託の相手方

大津市木下町 10 番 10 号
一般財団法人近畿健康管理センター
理事長 木 村 隆

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく次に掲げる健康診査等に係る健康診査手数料の徴収事務

- (1) 健康診査
- (2) 胃がん検診(胃エックス線検査)
- (3) 大腸がん検診
- (4) 子宮頸がん検診
- (5) 乳がん検診
- (6) 肺がん検診

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 徴収の方法

現金で徴収する。

彦根市告示第83号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

滋賀県栗東市糺一丁目10番7号

一般社団法人滋賀県医師会

会長 越智真一

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成12年彦根市条例第10号)に基づく子宮頸がん検診に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収の方法

現金で徴収する。

5 その他

委託業務は、別表に掲げる子宮頸がん検診実施医療機関で行う。

彦根市告示第84号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

大津市京町4丁目3番地28

一般社団法人滋賀県病院協会

会長 三木恒治

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成12年彦根市条例第10号)に基づく乳がん検診に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収の方法

現金で徴収する。

5 その他

委託業務は、別表に掲げる乳がん検診実施医療機関で行う。

彦根市告示第85号

彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱の一部を改正する告示
彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱(令和3年彦根市告示第113号)の

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付要綱

第1条中「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金」に改める。

第5条中「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付申請書」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付申請書」に改める。

第6条中「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付決定通知書」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付決定通知書」に、「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金不交付決定通知書」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金不交付決定通知書」に改める。

第8条第1項中「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金請求書」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金請求書」に改める。

別記様式第1号中「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付申請書」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付申請書」に、「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付要綱」に改める。

別記様式第2号中「養育費の公正証書等作成費用補助金」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金」に改める。

別記様式第3号中「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付決定通知書」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付決定通知書」に、「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金について」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金について」に、「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付要綱」に改める。

別記様式第4号中「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金不交付決定通知書」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金不交付決定通知書」に、「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金について」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金について」に、「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付要綱」に改める。

別記様式第5号中「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金請求書」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金請求書」に、「彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金について」を「彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金について」に改める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市告示第86号

令和元年度彦根市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

令和元年度彦根市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示

令和元年度彦根市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱(令和元年彦根市告示第43号)は、廃止する。

付 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による廃止前の令和元年度彦根市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱(以下「旧告示」という。)第8条の規定により未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた者に対する旧告示第11条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第87号

令和2年度彦根市児童扶養手当受給者応援給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

令和2年度彦根市児童扶養手当受給者応援給付金支給事業実施要綱を廃止する告示

令和2年度彦根市児童扶養手当受給者応援給付金支給事業実施要綱(令和2年彦根市告示第144号)は、廃止する。

付 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による廃止前の令和2年度彦根市児童扶養手当受給者応援給付金支給事業実施要綱(以下「旧告示」という。)第4条第3項の規定により児童扶養手当受給者応援給付金の支給の決定を受けた者に対する旧告示第8条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第88号

令和2年度彦根市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

令和2年度彦根市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示

令和2年度彦根市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱(令和2年彦根市告示第147号)は、廃止する。

付 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による廃止前の令和2年度彦根市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱(以下「旧告示」という。)第11条ならびに第11条の2第3項および第6項の規定によりひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた者に対する旧告示第14条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第89号

彦根市ひとり親家庭支援事業利用助成金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市ひとり親家庭支援事業利用助成金交付要綱を廃止する告示

彦根市ひとり親家庭支援事業利用助成金交付要綱(平成17年彦根市告示第109号)は、廃止する。

付 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による廃止前の彦根市ひとり親家庭支援事業利用助成金交付要綱(以下「旧告示」という。)第7条の規定によりひとり親家庭支援事業利用助成金の交付決定を受けた者に対する旧告示第9条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第90号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

1 委託の相手方

- (1) 所在地 大津市松本一丁目2番20号
- (2) 名称 公益社団法人 滋賀県獣医師会
- (3) 代表者 会長 石田 龍一

2 委託事務の内容

彦根市狂犬病予防に関する手数料条例(平成12年彦根市条例第3号)第3条に規定する犬の登録手数料および狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務ならびに彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)第31条第4項に規定する事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収の方法

現金で徴収する。

彦根市告示第91号

国宝・重要文化財建造物耐震対策工事実施検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田 裕行

国宝・重要文化財建造物耐震対策工事実施検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 国宝・重要文化財(建造物)天守ほか6棟保存活用計画に基づく国宝・重要文化財建造物等の耐震対策工事(以下「耐震対策工事」という。)について、学術的な見地から文化財の価値を保存し、適切に耐震対策工事を実施するため、国宝・重要文化財建造物耐震対策工事実施検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 耐震対策工事の方針、仕様等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、耐震対策工事の実施に必要な調査、耐震補強等の検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、第3条第2項の規定による委嘱後の最初に行う会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により委員長および副委員長が選出されるまでの間においては、市長が会議を運営する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面により委員の賛否(意見を含む。)を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。ただし、前条第1項の規定により委員長および副委員長が選出されるまでの間においては、「委員長」を「市長」に読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明および意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、観光文化戦略部文化財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市告示第92号

国宝・重要文化財建造物防災対策工事実施検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

国宝・重要文化財建造物防災対策工事実施検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 国宝・重要文化財(建造物)天守ほか6棟保存活用計画に基づく国宝・重要文化財建造物等の防災対策工事(以下「防災対策工事」という。)について、学術的な見地から文化財の価値を保存し、適切に防災対策工事を実施するため、国宝・重要文化財建造物防災対策工事実施検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 消防設備改修計画および運用改善計画に関すること。
- (2) 防災対策工事の設計の内容に関すること。
- (3) 防災対策工事の方針、仕様等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災対策工事の実施に必要な施設の検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、第3条第2項の規定による委嘱後の最初に行う会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により委員長および副委員長が選出されるまでの間においては、市長が会議を運営する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面により委員の賛否(意見を含む。)を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。ただし、前条第1項の規定により委員長および副委員長が選出されるまでの間においては、「委員長」を「市長」に読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明および意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、観光文化戦略部文化財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市告示第93号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名 称 株式会社JTB

(2) 所在地 大阪府中央区久太郎町二丁目1番25号 JTBビル4階

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入

クレジット決済により納付する企業版ふるさと納税寄附金

3 指定日

令和5年4月1日

4 指定納付受託者に代理納付させる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

彦根市告示第94号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
ナーシングホームすずらん	彦根市高宮町1368番地7	医療法人友仁会 理事長 矩 照幸	看護小規模多機能型居宅介護	令和5年4月1日	2590200289	令和5年4月1日から令和11年3月31日まで

彦根市告示第95号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	事業所番号	指定日	有効期間
小規模多機能型居宅介護	彦根市芹橋二丁目9番	認定NPO法人喜房会	小規模多機能型居宅介護	2590200305	令和5年4月1日	令和5年4月1日から

宅介護事業所ぶどうの家芹橋	42号	代表理事 川口 洋平	護・介護予防小規模多機能型居宅介護			令和11年3月31日まで
---------------	-----	---------------	-------------------	--	--	--------------

彦根市告示第96号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田 裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
デイサービスセンター愛ユー	愛知郡愛荘町石橋905番地	株式会社愛ユーケアサービス 代表取締役 竹中 仁美	地域密着型通所介護	令和5年4月1日	2571700026	令和5年4月1日から令和11年3月31日まで

彦根市告示第97号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田 裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
あったかハウス甘呂グループホームサフラン	彦根市甘呂町491番地	株式会社アイズケア 代表取締役 矩 規晶	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	令和5年4月1日	2590200131	令和5年4月1日から令和11年3月31日まで

彦根市告示第98号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田 裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	事業所番号	指定日	有効期間
わいわいがやが家甘呂	彦根市甘呂町491番地	株式会社アイズケア 代表取締役 矩 規晶	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅	2590200131	令和5年4月1日	令和5年4月1日から令和11年3月31日まで

介護

彦根市告示第99号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
特定非営利活動法人ホームスイートホームぬくもりの家みかさつかさ	彦根市新海町2243番地2	特定非営利活動法人ホームスイートホーム 理事長 古川 博敏	認知症対応型通所介護	令和5年4月1日	2570200549	令和5年4月1日から令和11年3月31日まで

彦根市告示第100号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
湖の辺の道	彦根市新海町2237番地	特定非営利活動法人ホームスイートホーム 理事長 古川 博敏	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	令和5年3月25日	2590200123	令和5年3月25日から令和11年3月24日まで

彦根市告示第101号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項の規定により、特定教育・保育施設のうち保育所に係る保育料(以下「保育料」という。)の収納事務を下記のとおり委託した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

所在地	名称	代表者
彦根市平田町670番地	社会福祉法人彦根福祉会	理事長 野瀬 毅
彦根市南川瀬町1195番地1	社会福祉法人善行会	理事長 那須 弘毅

彦根市本庄町 2647 番地	社会福祉法人ふたば会	理事長 田口 三樹雄
彦根市上岡部町 503 番地	社会福祉法人ことぶき会	理事長 福原 康広
彦根市稲部町 400 番地 1	社会福祉法人みづほ会	理事長 川寄 一博
彦根市本町一丁目 8 番 20 号	社会福祉法人ノゾミ会	理事長 澤田 宣雄
彦根市高宮町 1755 番地	社会福祉法人慈水会	理事長 豊原 真人
彦根市河原一丁目 1 番 4 号	社会福祉法人愛育会	理事長 小川 良紘
彦根市中藪二丁目 2 番 6 号	社会福祉法人白露会	理事長 渡辺 彰
彦根市川瀬馬場町 1149 番地 1	社会福祉法人どんぐり会	理事長 今宿 博樹
彦根市野瀬町 106 番地	社会福祉法人森の子会	理事長 森田 清子
彦根市野田山町 1099 番地 1	社会福祉法人大樹会	理事長 片山 紀子
和歌山県紀の川市古和田 240 番地	社会福祉法人檸檬会	理事長 前田 効多郎
長浜市大戌亥町 1260 番地	社会福祉法人愛悠ものの会	理事長 西村 卓身
栗東市野尻 451 番地 1	社会福祉法人湖心会	理事長 岸本 満津枝
彦根市芹川町 328 番地	学校法人松風学園	理事長 松本 隆
彦根市戸賀町 36 番地 6	医療法人藤野こどもクリニック	理事長 藤野 英俊
埼玉県志木市柏町五丁目 5 番 38 号	社会福祉法人タイケン福祉会	理事長 柴岡 三千夫
広島県広島市西区庚午中一丁目 7 番 24 号	株式会社アイグラン	代表取締役 橋本 雅文

2 委託事務の内容

児童福祉法第 56 条第 3 項に基づく保育料の収納事務

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 収納の方法

- (1) 保育料は、現金で収納し、彦根市が指定する収入通知書に基づき市へ納入する。
- (2) 保育料の収納方法は、前号に規定するもののほか、彦根市特定教育・保育施設保育料等徴収規則(平成 27 年彦根市規則第 21 号)および彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の定めるところによる。

彦根市告示第 102 号

彦根市予防接種事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市予防接種事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市予防接種事業実施要綱(平成 24 年彦根市告示第 82 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表 4 種混合(ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風)の項、3 種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)の項および急性灰白髄炎(ポリオ)の項中「生後 3 月」を「生後 2 月」に改める。

付 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 103 号

彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、疾病の発症および重症化の防止ならびにその流行の予防を図るため、予算の範囲内において彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成19年彦根市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 造血幹細胞移植(骨髓移植、末梢^{しゅう}血幹細胞移植および臍^{さい}帯血移植をいう。以下同じ。)その他の医療行為により、過去に受けた予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づく定期の予防接種(以下「定期予防接種」という。)により得た免疫が低下し、または消失したため、再度の予防接種(以下「再接種」という。)の必要があると医師が認めた者
- (2) 再接種を受ける日において、本市の住民基本台帳に記録されている者(同日において20歳未満である者に限る。)

(対象予防接種)

第3条 助成金の対象となる過去に受けた定期予防接種および再接種(以下「対象予防接種」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定するA類疾病(結核およびロタウイルス感染症を除く。)に係る予防接種であること。
- (2) 予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)に基づき、適正に接種されたものであること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、再接種に係る費用として医療機関に対し支払った額(抗体検査に係る費用および医師が作成する理由書等の文書料を除く。)とする。ただし、当該医療機関と本市との間で締結している定期予防接種に係る委託契約に基づく同種の定期予防接種の委託単価を限度とする。

(交付申請者)

第5条 助成金の交付を申請することができる者(以下「交付申請者」という。)は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 再接種に係る費用を負担する助成対象者またはその保護者(法第2条第7項に規定する保護者をいう。)
- (2) 次条の規定による認定申請の日において、納期限が到来している市町村民税および国民健康保険料(税)に未納がない者

(認定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする交付申請者は、再接種を受ける前に、彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成対象者認定申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種に係る医師意見書(別記様式第2号)
- (2) 母子健康手帳その他助成対象者が造血幹細胞移植その他の医療行為を受けるまでに受けた定期予防接種の記録が記載されているものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(認定等)

第7条 市長は、前条の規定による認定申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定または不認定の決定を行ったときは、彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成対象者認定(不認定)通知書(別記様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

(再接種の実施)

第8条 前条の規定による認定に係る再接種は、当該認定のあった日以降に受けなければならない

い。

- 2 前条の規定による認定を受けた交付申請者(以下「認定交付申請者」という。)は、当該認定に係る助成対象者が再接種を受けたときは、当該再接種を実施した医療機関に対し、要した費用の全額を支払うものとする。

(助成金の請求)

第9条 認定交付申請者は、助成金の請求をしようとするときは、彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付申請書兼請求書(別記様式第4号。以下「申請書兼請求書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条の規定による認定に係る再接種を受けた医療機関が発行する領収書および医療費明細書の写し
 - (2) 予診票、母子健康手帳その他第7条の規定による認定に係る再接種を受けたことが確認できる書類の写し
- 2 申請書兼請求書の提出は、第7条の規定による認定に係る再接種を受けた日の属する年度の末日までに行うものとする。
 - 3 規則第13条の規定による実績報告は、申請書兼請求書および申請書兼請求書の添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

(交付決定等)

第10条 市長は、申請書兼請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定し、および助成金の額を確定したときは、彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付決定および額の確定通知書(別記様式第5号)により認定交付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知をしたときは、助成金を認定交付申請者が指定する金融機関口座に口座振替の方法により支払うものとする。

(取消しおよび返還)

第11条 市長は、認定交付申請者が、偽りのその他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、助成金の返還を命ずることができる。

(健康被害が生じた場合の取扱い)

第12条 再接種に伴う健康被害の救済手続は、認定交付申請者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に受けた再接種について適用する。

別記

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号
(対象者との続柄:)

彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成対象者認定申請書

彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、助成対象者の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

被接種者	氏名				
	住所	彦根市			
	生年月日	年	月	日 (歳)	
予防接種の種類	※該当する予防接種に○をしてください。				
	<input type="checkbox"/> B型肝炎	1回目	2回目	3回目	
	<input type="checkbox"/> Hib感染症	1回目	2回目	3回目 追加接種	
	<input type="checkbox"/> 小児の肺炎球菌感染症	1回目	2回目	3回目 追加接種	
	<input type="checkbox"/> 四種混合	1回目	2回目	3回目 追加接種	
	<input type="checkbox"/> 三種混合	1回目	2回目	3回目 追加接種	
	<input type="checkbox"/> 二種混合	2期			
	<input type="checkbox"/> 麻しん風しん(MR)	1期	2期		
	<input type="checkbox"/> 水痘	1回目	2回目		
	<input type="checkbox"/> 日本脳炎	1期初回(1回目	2回目 追加)	2期
	<input type="checkbox"/> ヒトパピローマウイルス感染症	1回目	2回目	3回目	
	<input type="checkbox"/> 不活化ポリオ(単独)	1回目	2回目	3回目 追加接種	
<input type="checkbox"/> その他					
接種予定医療機関	名称 所在地 電話番号				
接種予定日	年	月	日	～ 年 月 日	

※添付書類

- 彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種に係る医師意見書(別記様式第2号)
- 母子健康手帳その他助成対象者が造血幹細胞移植その他の医療行為を受けるまでに受けた定期予防接種の記録が記載されているものの写し

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

彦根市長 様

彦根市造血幹細胞移植等によるリクチン再接種に係る医師意見書

造血幹細胞移植等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できない下記の者について、このたび、予防接種の再接種が可能な状態と認められると判断します。
 なお、再接種の必要性および副反応については本人(保護者)に十分に説明し、副反応がある場合があることを理解の上再接種をすることについて本人(保護者)から同意を得ています。

記

被接種者	住所	彦根市		
	ふりがな		保護者名	
	氏名			
	生年月日	年	月	日
接種済定期 予防接種の 効果が期待 できないと 判断する理 由および治 療の経過	疾病名			
	治療の経過			
	<input type="checkbox"/> 骨髄移植手術 <input type="checkbox"/> 免疫抑制療法 <input type="checkbox"/> その他			
	移植を受けた日	年	月	日
接種が可能 となった日	年 月 日			
再接種を行 う予防接種 の種類 ○を付けて ください。	<input type="checkbox"/> B型肝炎	1回目	2回目	3回目
	<input type="checkbox"/> Hib感染症	1回目	2回目	3回目 追加接種
	<input type="checkbox"/> 小児の肺炎球菌感染症	1回目	2回目	3回目 追加接種
	<input type="checkbox"/> 四種混合	1回目	2回目	3回目 追加接種
	<input type="checkbox"/> 三種混合	1回目	2回目	3回目 追加接種
	<input type="checkbox"/> 二種混合	2期		
	<input type="checkbox"/> 麻しん風しん(MR)	1期	2期	
	<input type="checkbox"/> 水痘	1回目	2回目	
	<input type="checkbox"/> 日本脳炎	1期初回(1回目 2回目 追加)	2期	
	<input type="checkbox"/> ヒトパピローマウイルス感染症	1回目	2回目	3回目
	<input type="checkbox"/> 不活化ポリオ(単独)	1回目	2回目	3回目 追加接種
	<input type="checkbox"/> その他			
接種予定 医療機関	医療機関名 所在地 電話番号			
医療機関名	記載年月日 年 月 日			
医療機関所在地				
電話番号	医師署名 (署名または記名押印)			Ⓜ

様式第 3 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成対象者認定(不認定)通知書

年 月 日付けで申請のあった彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成対象者認定申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 接種対象者氏名

2 決定の内容 認定
 不認定
 (理由)

3 認定する予防接種の種類

備考

- (1) 再接種日において被接種者が彦根市に住民登録がない場合は、助成対象となりません。
- (2) 認定する予防接種を医療機関で受け、その接種費用を当該医療機関に支払ってください。
- (3) 再接種を受けたときは、当該再接種を受けた年度内に速やかに彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付申請書兼請求書(別記様式第 4 号)を提出してください。

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者
住所
氏名
被接種者との続柄
電話番号

彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付申請書兼請求書

彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成事業要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて申請し、および請求します。また、当該審査のため、必要な範囲で、私の住民基本台帳、市町村民税および国民健康保険料(税)の納付に関する資料を閲覧されることに同意します。

被接種者	住所	
	氏名	
	生年月日	
接種医療機関名	名称	
	住所	
申請金額	金	円
接種した予防接種の種類は裏面のとおり		

振込先

振込先金融機関		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

※添付書類

- ・ 再接種を受けた医療機関が発行する領収書および医療費明細書の写し
- ・ 予診票、母子健康手帳その他再接種を受けたことが確認できる書類の写し
- ・ 振込先の通帳の写し

様式第5号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付決定および額の確定通知書

年 月 日付けで提出された彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付申請書兼請求書について、交付を決定し、下記のとおり助成金の額を決定したので、通知します。

記

助成金の額

円

彦根市告示第104号

彦根市地域包括支援センター運営事業委託要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市地域包括支援センター運営事業委託要綱の一部を改正する告示

彦根市地域包括支援センター運営事業委託要綱(平成24年彦根市告示第94号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「法第115条の45第1項第1号および第3項各号に掲げる事業の全部または一部」を「同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施」に改める。

第5条第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 介護予防支援事業(法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。)
- (2) 介護予防ケアマネジメント事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業として実施する事業をいう。)
- (3) 総合相談支援事業(法第115条の45第2項第1号に規定する事業をいう。)
- (4) 権利擁護事業(法第115条の45第2項第2号に規定する事業をいう。)
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(法第115条の45第2項第3号に規定する事業をいう。)

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市告示第105号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
エクセレントヒルズ彦根自治会	關谷 真治 (略)	秋吉 大貴 (略)

2 目的の変更

地縁による団体の名称	規約に定める目的	
	変更前	変更後
エクセレントヒルズ彦根自治会	<p>本会は、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。</p> <p>1 環境・安全に関する活動 2 体育・文化に関する活動 3 福祉・人権に関する活動 4 その他目的達成に必要な活動</p>	<p>本会は、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。</p> <p>1 環境・安全に関する活動 2 スポーツ・文化に関する活動 3 福祉・人権に関する活動 4 その他目的達成に必要な活動</p>

彦根市告示第106号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、夢京橋あかり館の観覧料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 名称 株式会社夢京橋
- (2) 代表者 代表取締役社長 木村泰造
- (3) 所在地 彦根市本町二丁目1番3号

2 委託事務の内容

夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例(平成9年彦根市条例第2号。以下「条例」という。)に基づく観覧料の徴収事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。ただし、夢京橋あかり館の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 徴収の方法

- (1) 観覧料は、現金または美しいひこね創造条例(平成17年彦根市条例第79号)第12条に規定する地域通貨「彦」で徴収する。
- (2) 観覧料の徴収の方法は、前号に規定するもののほか、条例、夢京橋あかり館の管理運営に関する規則(平成9年彦根市規則第17号)および彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の定めるところによる。

彦根市告示第107号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名称 株式会社アイモバイル
- (2) 所在地 東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成20年彦根市条例第36

号)に基づく寄附金

3 指定をした日

令和5年4月1日

4 指定をした期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

彦根市告示第108号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名称 Pay Pay株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成20年彦根市条例第36号)に基づく寄附金

3 指定をした日

令和5年4月1日

4 指定をした期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

彦根市告示第109号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名称 SBペイメントサービス株式会社

(2) 所在地 東京都港区海岸1丁目7番1号東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成20年彦根市条例第36号)に基づく寄附金

3 指定をした日

令和5年4月1日

4 指定をした

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

彦根市告示第110号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3の第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名称 株式会社トラストバンク

(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)に基づく寄附金

3 指定日

令和 5 年 4 月 1 日

4 指定納付受託者に代理納付させる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

彦根市告示第 111 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 の第 2 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名 称 楽天グループ株式会社

(2) 所在地 東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)に基づく寄附金

3 指定日

令和 5 年 4 月 1 日

4 指定納付受託者に代理納付させる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

彦根市告示第 112 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 の第 2 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名 称 株式会社滋賀ディーシーカード

(2) 所在地 滋賀県大津市浜町 1 番 10 号

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)に基づく寄附金

3 指定日

令和 5 年 4 月 1 日

4 指定納付受託者に代理納付させる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

彦根市告示第 113 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 の第 2 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名 称 株式会社しがぎんジェーシービー

(2) 所在地 大津市浜町 1 番 10 号

- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)に基づく寄附金
- 3 指定日
令和5年4月1日
- 4 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

彦根市告示第 114 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 の第 2 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 名称 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
 - (2) 所在地 東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル 10 階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)に基づく寄附金
- 3 指定日
令和5年4月1日
- 4 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

彦根市告示第 115 号

介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定したので、同法第 85 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業者番号	有効期限
有限会社めいせい居宅介護支援事業所	彦根市新海浜二丁目3番地6	有限会社めいせい 代表取締役 上田 満信	居宅介護支援	令和5年4月1日	2570200523	令和5年4月1日から令和11年3月31日まで

彦根市告示第 116 号

彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、がん患者の心理的負担および経済的負担を軽減するとともに社会参加を促進し療養生活の質の維持向上を図るため、薬物療法等によるがん治療の副作用に伴う外見の変化を補うための補整具の購入費用について、彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成 19 年彦根市規則第 15 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めると

ころによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第5条第1項の規定による交付申請をする日において、引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) がんと診断され、その治療を受けた者または現に受けている者

(助成対象補整具)

第3条 助成の対象となる補整具(以下「助成対象補整具」という。)は、助成対象者1人につき、次に掲げるとおりとする。ただし、当該補正具の附属品、ケア用品等は、助成の対象としない。

(1) がん治療に伴う脱毛に対応するための医療用ウィッグ(装着のためのネットを含む。)または帽子のいずれか1

(2) がんの外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着(補整下着と合わせて使用するパッドを含む。)または着脱式の人工乳房(乳房再建術で体内に埋め込まれたものを除く。)のいずれか1(両側装用にあつては、左右それぞれ1)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象補正具の購入に要した額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)と10,000円とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、助成対象補整具の購入に要した額について、他の制度により助成等を受けた場合または受けようとしている場合は、当該助成等を受けた、または受けようとしている額を助成対象補正具の購入に要した額から除くものとする。

(交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者またはその保護者(以下「交付申請者」という。)は、彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)および次に掲げる添付書類を市長に提出して申請しなければならない。

(1) 診療明細書の写し、治療方針計画書の写しその他のがん治療を受けたことまたは現に受けていることを証明する書類

(2) 領収書の写しその他の助成対象補整具を購入したことが分かる書類のうち、次に掲げる事項が記載されているもの

ア 当該交付申請者の氏名、購入年月日、合計金額、品名および個数

イ 助成対象補整具が医療用ウィッグの場合は、医療用であることがわかる内容

(3) 交付申請者の本人確認書類の写し

(4) 委任状および任意代理人の本人確認書類の写し(任意代理人が申請する場合に限る。)

(5) 助成金の振込先口座の通帳の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請(以下「交付申請」という。)は、助成対象補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 交付申請者の任意代理人が交付申請をしようとするときは、福祉保健部健康推進課の窓口で行わなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、交付申請があつたときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により交付申請者に通知するとともに、助成金を交付申請者の指定する口座に振り込むものとする。

3 市長は、審査の結果、助成金の不交付を決定したときは、彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金不交付決定通知書(別記様式第3号)により交付申請者に通知するものとする。

4 規則第13条の規定による実績報告は、交付申請をもってなされたものとみなす。

5 規則第14条の規定による助成金の額の確定は、第2項の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

(取消しおよび返還)

第7条 市長は、交付申請者が、偽りのその他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に購入した助成対象補整具について適用する。

別記

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 〒
住所 彦根市
氏名
(助成対象者との続柄 本人 ・)
電話番号

彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付申請書兼請求書

彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請および請求をします。
本申請の内容を確認するために、彦根市長が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

記

Form with multiple sections: 助成対象者 (Name, Address, Birthdate, Phone), 確認事項 (Residence, Medical aid history), がん治療状況 (Hospital, Doctor, Treatment, Start/End dates), がん治療を受けていることわかる書類 (Prescription, etc.), 助成対象補正具等 (Prosthetics, Purchase date/cost, Aid amount), 交付申請額および請求額 (Total amount), 助成金の振込先口座 (Bank info), 添付資料 (Attachments).

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金について、下記のとおり交付することと決定しましたので、彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額

円

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金について、下記の理由により不交付と決定しましたので、彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

不交付理由

彦根市告示第117号

彦根市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦および乳幼児を養育する子育て世帯に対し、経済的支援を行うために実施する彦根市出産・子育て応援給付金支給事業に関し、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱(伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について(令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通

知)別紙。以下「国要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出産・子育て応援給付金 出産応援給付金および子育て応援給付金をいう。
- (2) 出産応援給付金 出産応援ギフト(国要綱に規定する出産応援ギフトをいう。以下同じ。)として本市が支給する給付金をいう。
- (3) 子育て応援給付金 子育て応援ギフト(国要綱に規定する子育て応援ギフトをいう。以下同じ。)として本市が支給する給付金をいう。
- (4) 伴走型相談支援事業 国要綱に規定する伴走型相談支援に関する事業をいう。

(事業開始日)

第3条 彦根市出産・子育て応援給付金支給事業を開始する日(以下「事業開始日」という。)は、令和5年4月1日とする。

(支給対象者)

第4条 出産応援給付金の支給対象者となる者(以下「支給対象妊婦」という。)は、第7条第1項の規定による支給の申請の日において本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている妊婦であって、事業開始日以降に妊娠の届出をしたものとする。ただし、産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者または妊娠をしていることが明らかである者に限る。

2 子育て応援給付金の支給対象となる者(以下「支給対象養育者」という。)は、事業開始日以降に出生した、本市の住民基本台帳に記録されている児童(以下「対象児童」という。)を養育している者であって、第7条第2項の規定による支給の申請の日(当該申請の日前に対象児童が死亡した場合は、当該対象児童の死亡日)において本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されているものとする。ただし、同一の対象児童を養育している者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援給付金が支給されたときは、当該子育て応援給付金を支給された者以外の当該同一の対象児童を養育している者は、支給対象養育者とししないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支給対象養育者とししないものとする。

- (1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

(出産応援給付金の支給等)

第5条 市長は、支給対象妊婦に対し、出産応援給付金を支給する。ただし、既に支給対象妊婦が他の自治体から同一の妊娠に対する国要綱に基づく出産応援ギフトとして給付を受けている場合は、支給しない。

2 出産応援給付金の額は、妊娠1回につき50,000円とする。

(子育て応援給付金の支給等)

第6条 市長は、支給対象養育者に対し、子育て応援給付金を支給する。ただし、既に支給対象養育者またはその配偶者が他の自治体から同一の対象児童に対する国要綱に基づく子育て応援ギフトとして給付を受けている場合は、支給しない。

2 子育て応援給付金の額は、対象児童1人につき50,000円とする。

(申請等)

第7条 出産応援給付金の支給を受けようとする者は、伴走型相談支援事業において妊娠届出時の面談等を受けた後、出産応援給付金申請書兼請求書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 子育て応援給付金の支給を受けようとする者は、伴走型相談支援事業において出生届出後の面談等を受けた後、子育て応援給付金申請書兼請求書(別記様式第2号)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 前2項の規定による支給の申請(以下「支給申請」という。)は、次の各号に掲げる出産・子育て応援給付金の区分に応じ、当該各号に定める期間に行うものとする。

- (1) 出産応援給付金 第1項に規定する面談等を受けた日以後の妊娠期間
- (2) 子育て応援給付金 前項に規定する面談等を受けた日から対象児童が生後4箇月に達す

る日まで

- 4 前項の規定にかかわらず、支給申請は、やむを得ない事情により同項各号に定める期間内にすることができない場合は、当該事情の解消後3箇月以内に行うことができる。ただし、子育て応援給付金の支給申請は、対象児童が3歳に達する日以後においてはできないものとする。

(支給の決定等)

第8条 市長は、支給申請があったときは、速やかに内容を審査し、支給を決定した場合は、当該支給申請をした者に対し、出産・子育て応援給付金を口座振込により支給するものとする。

- 2 市長は、支給申請があったときは、必要に応じて、支給申請をする者に公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該支給申請をする者の本人確認を行うものとする。

- 3 市長は、第1項の審査において出産・子育て応援給付金を支給しないことを決定した場合は、彦根市出産・子育て応援給付金不支給通知書(別記様式第4号)により、当該給付金申請をした者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、出産・子育て応援給付金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、出産・子育て応援給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により出産・子育て応援給付金の支給を受けたとき。

(2) 当該支給の決定に係る妊娠または対象児童について、他の自治体から出産応援ギフトまたは子育て応援ギフトの支給を受けたとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(出産・子育て応援給付金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により出産・子育て応援給付金の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、支給した出産・子育て応援給付金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(出産応援給付金の支給の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定による支給の申請の日において本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に出生した子の母である者(妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。)は、支給対象妊婦とし、出産応援給付金を支給する。この場合において、同項中「伴走型相談支援事業において妊娠届出時の面談等を受けた後」とあるのは「国要綱別添2第2I(4)イ①に規定する妊娠期間アンケートを提出するとともに」と、同条第3項第1号中「第1項に規定する面談等を受けた日以後の妊娠期間」とあるのは「令和5年4月1日から同年6月30日まで」とする。

- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定による支給の申請の日において本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に妊娠の届出をした者(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者または妊娠していることが明らかである者もしくは明らかであった者に限り、前項に該当する者を除く。)は、支給対象妊婦とし、出産応援給付金を支給する。この場合において、同項中「伴走型相談支援事業において妊娠届出時の面談等を受けた後」とあるのは「国要綱別添2第2I(4)イ①に規定する妊娠期間アンケートを提出する(流産または死産をした場合を除く。))ととともに」と、同条第3項第1号中「第1項に規定する面談等を受けた日以後の妊娠期間」とあるのは「令和5年4月1日から同年6月30日まで」とする。

(子育て応援給付金の支給の特例)

- 4 第4条第2項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定による子育て応援給付金の支給の申請の日において本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和4年4月1日から事業開始日の前日までに出生した本市の住民基本台帳に記録されている児童を養育

している者(出産した児童が死亡した場合において当該児童を養育していた者を含む。)は、支給対象養育者とし、子育て応援給付金を支給する。ただし、第4条第3項各号に掲げるものは、支給対象養育者としない。

- 5 前項の規定により子育て応援給付金を支給する場合において、第7条第2項中「伴走型相談支援事業において出生届出後の面談等を受けた後、子育て応援給付金申請書兼請求書(別記様式第2号)」とあるのは「国要綱別添2第2Ⅱ(4)イ①に規定する出産後アンケートを提出するとともに、出産・子育て応援給付金申請書兼請求書(別記様式第3号)」と、同条第3項第2号中「前項に規定する面談等を受けた日から対象児童が生後4箇月に達する日まで」とあるのは「令和5年4月1日から同年6月30日まで」とする。ただし、出生した児童が死亡した場合における支給対象養育者については、同条第2項中「伴走型相談支援事業において出生届出後の面談等を受けた後、子育て応援給付金申請書兼請求書(別記様式第2号)」とあるのは「出産・子育て応援給付金申請書兼請求書(別記様式第3号)」と、同条第3項第2号中「前項に規定する面談等を受けた日から対象児童が生後4箇月に達する日まで」とあるのは「令和5年4月1日から同年6月30日まで」とする。

③委任欄(申請者と振込先金融機関口座名義人が異なる場合のみ)

(フリガナ) 代理人氏名	申請者との 関係	代理人現住所	代理人 生年月日
署名(または記名押印) ㊟		日中に連絡可能な電話番号 ()	年 月 日
上記の者を代理人と認め、 出産・子育て応援給付金の 受給 を委任します。			申請者 氏名 署名(または記名押印)

※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類の提出が必要です。申請者の本人確認書類とあわせて「本人確認書類貼付欄」に貼り付けてください。

【誓約・同意事項】

- (1) 出産・子育て応援給付金の給付要件の該当性を審査するため、市が必要な公簿等の確認を行うことに同意します。
- (2) 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- (3) この申請書は、彦根市において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (4) 市が給付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (5) 他の自治体で出産・子育て応援給付金の支給を受けていません。
- (6) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合は、市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果等)について、相互に確認・共有することに同意します。
- (7) 給付金支給後、本申請書の記載事項に虚偽があることが判明した場合や二重支給が発覚した場合には給付金を返還します。

①本人確認書類貼付欄

◆申請者の本人確認書類(以下のうち1点)のコピーを貼り付けてください。
※裏面に記載がある場合は、裏面のコピーも貼り付けてください。

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード(表面のみ) ・障害者手帳
- ・健康保険証 ・年金手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等

※代理申請を行う場合は、申請者の書類に加えて、代理人の確認書類も添付してください。

②振込先金融機関口座確認書類貼付欄

◆振込先金融機関口座確認書類(以下のうち1点)のコピーを貼り付けてください。

- ①通帳(口座番号、口座名義カナが書かれた部分)のコピー
- ②キャッシュカードのコピー

様式第2号(第7条関係)

彦根市子育て応援給付金申請書兼請求書

彦根市
受付印

記入日 年 月 日

彦根市長様

子育て応援給付金(子ども一人につき5万円)の支給を 希望します 希望しません

① 申請者(養育者)

(フリガナ)																											
氏名 (署名または記名押印)		印																									
生年月日 (西暦)							年					月				日											
現住所		滋賀県彦根市																									
日中に連絡可能な電話番号																※ハイフンなし											
1	(フリガナ)											宛名番号															
	子どもの氏名											生年月日 (西暦)								年				月			
2	(フリガナ)											宛名番号															
	子どもの氏名											生年月日 (西暦)								年				月			
3	(フリガナ)											宛名番号															
	子どもの氏名											生年月日 (西暦)								年				月			

上記の記名をもって裏面の【誓約・同意事項(1)~(7)】に誓約・同意し子育て応援給付金を申請します。

申請金額

円

② 振込口座記入欄(申請者本人名義のもの)

(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行を選択する場合のみ、下段の「ゆうちょ銀行」欄を記入してください。

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き上部またはキャッシュ カードに記載された記号・番号をお書き ください。	1	※	

◇振込口座は、原則申請者本人名義の口座とします。
申請者と口座名義人が異なる場合は、裏面「委任欄」を記入してください。

◇振込金融機関口座情報確認書類を裏面に添付してください。

▶裏面に続きます

③委任欄(申請者と振込先金融機関口座名義人が異なる場合のみ)

(フリガナ) 代理人氏名	申請者との 関係	代理人現住所	代理人 生年月日
署名(または記名押印) ⑧		日中に連絡可能な電話番号 ()	年 月 日
上記の者を代理人と認め、 出産・子育て応援給付金の 受給 を委任します。		申請者 氏名	署名(または記名押印)

※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類の提出が必要です。申請者の本人確認書類とあわせて「本人確認書類貼付欄」に貼り付けてください。

【誓約・同意事項】

- (1) 出産・子育て応援給付金の給付要件の該当性を審査するため、市が必要な公簿等の確認を行うことに同意します。
- (2) 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- (3) この申請書は、彦根市において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (4) 市が給付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (5) 他の自治体で出産・子育て応援給付金の支給を受けていません。
- (6) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合は、市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果等)について、相互に確認・共有することに同意します。
- (7) 給付金支給後、本申請書の記載事項に虚偽があることが判明した場合や二重支給が発覚した場合には給付金を返還します。

①本人確認書類貼付欄

◆申請者の本人確認書類(以下のうち1点)のコピーを貼り付けてください。
※裏面に記載がある場合は、裏面のコピーも貼り付けてください。

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード(表面のみ) ・障害者手帳
- ・健康保険証 ・年金手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等

※代理申請を行う場合は、申請者の書類に加えて、代理人の確認書類も添付してください。

②振込先金融機関口座確認書類貼付欄

◆振込先金融機関口座確認書類(以下のうち1点)のコピーを貼り付けてください。

- ①通帳(口座番号、口座名義カナが書かれた部分)のコピー
- ②キャッシュカードのコピー

様式第3号(第7条関係)

彦根市出産・子育て応援給付金申請書兼請求書

彦根市
受付印

記入日 年 月 日

彦根市長様

出産応援給付金(妊婦一人につき5万円)の支給を 希望します 希望しません 他市で受けています子育て応援給付金(子ども一人につき5万円)の支給を 希望します 希望しません 他市で受けています

※妊娠中の方は、「出産応援給付金」のみ申請してください。「子育て応援給付金」は、出生届出後の申請となります。

① 申請者(妊婦/養育者)

(フリガナ)																							
氏名 (署名または記名押印)		①																					
生年月日 (西暦)							年					月				日							
現住所		滋賀県彦根市																					
日中に連絡可能な電話番号																※ハイフンなし							
※出産応援給付金を申請する人は記入してください。																							
妊娠届出日 (西暦)							年									月				日			
※子育て応援給付金を申請する人は記入してください。																							
1	(フリガナ)											宛名番号											
	子どもの氏名											生年月日 (西暦)											
2	(フリガナ)											宛名番号											
	子どもの氏名											生年月日 (西暦)											
3	(フリガナ)											宛名番号											
	子どもの氏名											生年月日 (西暦)											

上記の記名をもって裏面の【誓約・同意事項(1)~(7)】に誓約・同意し出産・子育て応援給付金を申請します。

申請金額

円

② 振込口座記入欄(申請者本人名義のもの)

(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行を選択する場合のみ、下段の「ゆうちょ銀行」欄を記入してください。

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き上部またはキャッシュ カードに記載された記号・番号をお書き ください。	※		

◇振込口座は、原則申請者本人名義の口座とします。

申請者と口座名義人が異なる場合は、裏面「委任欄」を記入してください。

◇振込金融機関口座情報確認書類を裏面に添付してください。

▶裏面に続きます

③委任欄(申請者と振込先金融機関口座名義人が異なる場合のみ)

(フリガナ) 代理人氏名	申請者との 関係	代理人現住所	代理人 生年月日
署名(または記名押印) Ⓜ		日中に連絡可能な電話番号 ()	年 月 日
上記の者を代理人と認め、 出産・子育て応援給付金の 受給 を委任します。		申請者 氏名	署名(または記名押印)

※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類の提出が必要です。申請者の本人確認書類とあわせて「本人確認書類貼付欄」に貼り付けてください。

【誓約・同意事項】

- 出産・子育て応援給付金の給付要件の該当性を審査するため、市が必要な公簿等の確認を行うことに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- この申請書は、彦根市において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が給付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 他の自治体で出産・子育て応援給付金の支給を受けていません。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合は、市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果等)について、相互に確認・共有することに同意します。
- 給付金支給後、本申請書の記載事項に虚偽があることが判明した場合や二重支給が発覚した場合には給付金を返還します。

①本人確認書類貼付欄

◆申請者の本人確認書類(以下のうち1点)のコピーを貼り付けてください。
※裏面に記載がある場合は、裏面のコピーも貼り付けてください。

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード(表面のみ) ・障害者手帳
- ・健康保険証 ・年金手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等

※代理申請を行う場合は、申請者の書類に加えて、代理人の確認書類も添付してください。

②振込先金融機関口座確認書類貼付欄

◆振込先金融機関口座確認書類(以下のうち1点)のコピーを貼り付けてください。

- ①通帳(口座番号、口座名義カナが書かれた部分)のコピー
- ②キャッシュカードのコピー

様式第4号(第8条関係)

第 号

年 月 日

様

彦根市長

彦根市出産・子育て応援給付金不支給通知書

年 月 日付けで申請のあった彦根市出産・子育て応援給付金につきましては、支給しないことに決定しましたので通知します。

記

支給しない理由

彦根市告示第118号

彦根市障害者自動車燃料費および福祉タクシー運賃助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市障害者自動車燃料費および福祉タクシー運賃助成事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市障害者自動車燃料費および福祉タクシー運賃助成事業実施要綱(昭和58年彦根市告示第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「当該年度分」を「、当該年度分」に改め、「とする」の次に「。以下同じ」を加え、「、160,000円以上のもの」を「課税である者」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 配偶者の前年度分の市町村民税所得割が160,000円以上の者
- (4) 同一世帯に属する者の前年度分の市町村民税所得割の合計が280,000円以上の者(本人の年齢が18歳未満の場合に限る。)

別記様式第1号中「私は助成対象者」の次に「およびその世帯」を加える。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市告示第119号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和5年3月7日午後2時頃
令和5年3月22日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通対策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第120号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和5年3月22日午後1時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日および返還時間

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)